

平成23年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成23年6月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年6月14日9時30分			議長	後藤 信 八
及び宣告	延会	平成23年6月14日16時51分			議長	後藤 信 八
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1 番	神 前 輔 行	出	8 番	大 山 勝 代	出
	2 番	久 保 山 義 明	出	9 番	片 山 一 儀	出
	3 番	牧 藺 綾 子	出	10番	品 川 義 則	出
	4 番	木 村 照 夫	出	11番	林 博 文	出
	5 番	河 野 保 久	出	12番	松 石 信 男	出
	6 番	重 松 一 徳	出	13番	後 藤 信 八	出
	7 番	鳥 飼 勝 美	出			
会議録署名議員		3 番	牧 藺 綾 子		4 番	木 村 照 夫
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 古 賀 敏 夫		（係長） 鶴 田 し の ぶ		（書記） 寺 崎 一 生
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一		こども課長		毛利 俊 治
	教 育 長	大 串 和 人		農 林 係 長		高 木 久 幸
	総 務 課 長	小 野 龍 雄		生活環境係長		内 山 十 郎
	企画政策課長	岩 坂 唯 宜		まちづくり推進課長		大久保 敏 幸
	財 政 課 長	安 永 靖 文		会 計 管 理 者		平 野 勉
	税務住民課長	重 松 俊 彦		教育学習課長		内 山 敏 行
	健康福祉課長	眞 島 敏 明		保 育 園 長		熊 本 弘 樹
	議 事 日 程		別紙のとおり			
会議に付した事件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 鳥飼勝美

- (1) 区長制度の見直しについて
- (2) 公金の管理運用について

2. 久保山義明

- (1) 東日本大震災に関する基山町の対応について
- (2) まちづくり基本条例について
- (3) 一般行政について

3. 大山勝代

- (1) 循環バスの運行改善について
- (2) 保育料の値下げ・段階区分見直しについて

4. 林博文

- (1) 道路行政について
- (2) 東日本大震災の支援について
- (3) 子ども手当の支給について

5. 松石信男

- (1) 災害に強いまちづくりへ・基山町の防災対策について
- (2) 小森町長の選挙公約について
- (3) 小中学校の学習環境対策について

～午前 9 時31分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

まず初めに、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○7 番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。7 番議員の鳥飼勝美でございます。私はこのたび基山町議会議員選挙において、町議会に議席を与えていただきました。これから 4 年間、私は町長、執行部の皆さんと町議会が一体となって町民の福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。私の今回の質問は、地方自治の根幹をなす地域の自治制度について質問させていただきます。

基山町の町政運営の基本については、皆様方御存じのとおり、憲法第 8 章及び地方自治法の規定により、町長と議会を住民が直接選挙することにより、町政運営を行う二元代表制となっておりますところでございます。

基山町の町政運営の基本についてでございますけど、町長は執行機関として、議会は議事機関としての役割をそれぞれが適切に果たしていくことが求められており、そのためには基山町の町政運営は、町長と議会が相互に牽制し、均衡と調和の上に立って行わなければならないとされているところでございます。町長と議会は、選挙で託された民意を背景として、それぞれの立場を主張し合う関係にあることから、互いに異なる立場をとることが想定されており、このような場合は、町長と議会が町政運営について正面から向き合って、十分に議論を重ね、一致に向けて最善を尽くすことが求められておるところでございます。私は、これらの観点を前提に、ただいまから質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問は、区長制度の見直しについて、公金の管理運用についての 2 点について、町長及び会計管理者に質問いたします。

それでは、まず第1項目め、区長制度の見直しについて質問いたします。

基山町の区長制度につきましては、昭和60年4月発行の旧基山町史によりますと、今から122年前の明治22年4月に4つの村が合併し、基山村が発足したことで始まります。旧園部村を第1区、旧宮浦村を第2区、旧小倉村を第3区、旧長野村を第4区とし、それぞれの区におのおの1人の区長が置かれたのが始まりとされております。その後、昭和22年のGHQの占領政策において区長制度が廃止され、区長は町の事務嘱託員となり、町行政の事務を処理しておったところでございます。しかし、昭和27年の講和条約締結後は、再び区長制度が復活し、現在の17名の区長制度となっておるところでございます。この区長制度につきましては、町長が基山町の非常勤特別職として委嘱して、行政の末端組織を担ってあるところでございます。

ところで、区長という名称、職責には二面性が内在している現実があります。1つは、各区の自治会を代表する住民の代表としての区長と、もう1つは、町長の行政機関の末端組織として、町長から事務の委嘱を受け、非常勤特別職の区長という職責が存在しているところでございます。この基山町の区長の立場は、各区の住民代表の自治会長でありながら、町長の末端組織の一員となっているという相反する状況に対し、私は疑問を抱いておるところでございます。ことし4月から施行された基山町まちづくり基本条例の基本理念でも、町と住民が対等となる理念にも反していると言わざるを得ません。このことから、私は住民の代表である自治会長に、町からの委嘱を受ける区長という肩書があると、町長と自治会長が対等な関係にならない上に、住民代表が行政組織の一員であるという矛盾が生じるため、町が委嘱する区長制度の見直しが必要との立場から問題提起を行い、次の項目について質問いたします。

(1)現在の区長制度について。ア、区長の地位と委嘱方法はどのようなものか。イ、区長の業務はどのようなものか。ウ、行政組合に入っていない区長直轄の戸数と割合は。

(2)今後の区長制度の見直しについて。ア、現在の区長制度の課題、問題点は何か。イ、町長と自治会の会長である区長は対等なのか。ウ、区長制度の見直しは考えていないのか。

次に、第2項目めでございます。基山町の公金の管理運用について質問いたします。

基山町の公金は、地方自治法上、歳入歳出現金、基金、歳入歳出外現金及び一時借入金とされております。歳入歳出現金であります歳計現金の資金管理の原則は、地方自治法施行令第168条の6で、確実な金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法によって保管し

なければならないと規定されております。また、基金の運用については、地方財政法第4条の3第3項に、金融機関への預貯金、国債、地方債、政府保証債等の確実な方法によって運用しなければならないとされておるところでございます。

そこで、基山町の公金の管理に重要な役割を果たす会計管理者については、平成18年の地方自治法の改正で、従前の収入役のかわりに設置された制度であり、その職務権限は特別に地方自治法で規定されておるところでございます。このことから基山町の公金管理は、会計管理者の担当事務であり、その原資が町税など広く町民の貴重な財産であることから、より慎重で確実な管理や運用が求められるところでございます。したがって、この会計管理者は確実で安全な公金の管理、運用に努められ、基山町の健全な行財政運営の重要な職責と考えます。このことを踏まえて、町長及び会計管理者に次の項目を質問いたします。

(1)平成23年3月末における公金の管理運用状況。ア、歳計現金及び歳入歳出外現金の残高、利率、運用収入。イ、基金の残高、利率、利回り及び運用収入。ウ、上記ア、イの対前年度比残高増減額と増減した理由。

(2)公金の安全性・効率性確保のための基本的な基準、考えは何か。

(3)ペイオフ（預金保護）解禁の対策はどのように実施しているのか。

(4)公金管理の安全性を確保した上での有利・効率的な運用を目的とした公金の運用基準を策定すべきではないのか。

(5)今後の公金管理運用の課題と問題点はないのか。

以上について、第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。鳥飼勝美議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1としまして、区長制度の見直しについて。(1)現在の区長制度について。

アで、区長の地位と委嘱方法はどのようなものかということでございますが、各行政区内の推薦または選挙により定められた者、いわゆる代表者をもって町長が委嘱するということでございます。

イの区長の業務はどのようなものかということです。町と地域住民との間の連絡事務を処

理するため、受け持ち行政区内において、１．行政区内の世帯別居住者台帳の整備に関する
こと。２．印刷物等の集配及び各種の伝達事項に関すること。３．環境衛生に関すること。４．
行政組合の指導等に関すること。５．住民から町への申請及び報告等の取りまとめに関する
こと。６．その他町長が特に依頼することでございます。

ウの行政組合に入っていない区長直轄の戸数と割合はということでございますが、これは
一応各区を調べております。それについて申し上げてよろしゅうございましょうか。１区が
行政組合外世帯数が49、全世帯数が348でございますから、割合としましては14.1%という
ことです。２区が組合外が29、そして全世帯274でございますから、10.6%。３区が88で、
全世帯439に対して20.0%。４区が組合外7でございます。世帯数184ですので、3.7%。５
区が世帯数が25でございます。全世帯274に対して9.1%。６区が37世帯、全世帯294に對し
て12.6%。７区が58世帯、全世帯266に対して21.8%。８区が42世帯、285世帯に対して
14.7%。９区が217世帯、全世帯数723に対して30.0%。10区は組合外ゼロでございます。全
世帯331でございますけれども、割合としてはもちろんゼロでございます。それから11区が
74世帯、全世帯616に対して12%。それから12区が組合外8世帯、そして全世帯が370でござ
います。2.2%。13区、ゼロ。ちなみに全世帯294でございますから、ゼロです。それから14
区もゼロ、全世帯254です。それから15区がゼロ、269全世帯。そして16区もゼロでございま
す。全世帯430、ゼロ%。それから17区、組合外ゼロでございます。510全世帯でゼロ%とい
うことで、これを合計いたしますと、組合外世帯数634、それから全世帯数が6,164、割合と
しまして10.3%となっております。

(2)の今後の区長制度の見直しについてでございます。アの現在の区長制度の課題、問題
点は何かということでございます。町からの委託事務事業と自治会業務との区分けに難しい
点もあると。それからその辺の整理ができていないということだと考えております。

それから、イの町長と自治会の会長である区長は対等なのかというお尋ねですが、自治会
の会長とは対等だと考えております。

それから、ウの区長制度の見直しは考えていないのかということです。現時点では考えて
はおりません。

それから、２の公金の管理運用について。(1)平成23年３月末における管理運用状況。

アの歳計現金及び歳入歳出外現金の残高、利率及び運用収入ということです。例年、年度
末は資金繰りが厳しい状況にありまして、歳計現金は赤字になっておるということです。赤

字分は基金の繰りかえ運用で対応いたしております。歳入歳出外現金は11,749千円でございます。普通預金で出し入れをしており、運用はいたしておりません。

それから、イの基金の残高、利率、利回り及び運用収入ですが、基金残高は2,611,289千円で、大部分を定期預金にいたしております。それぞれの定期預金利率は0.07%から0.40%までで幅がございます。基金利子収入は3,091千円でございます。

それからウの上記ア、イの対前年度比残高増減額と増減した理由ということです。歳計現金は252,249千円の減、歳入歳出外現金は3,281千円の減、基金は248,699千円の増でございます。歳計現金の減は、一般会計と下水道特別会計の赤字によるものです。基金の増は減債基金と公共施設整備基金の積み立てによるものでございます。

(2)の公金の安全性・効率性の確保のための基本的な基準、考え方ということです。資金管理に当たっては、預金先金融機関破綻時のペイオフを念頭に置いて、状況の変化に応じた適切な対応を図ります。資金運用に当たっては、公金という性格上、地域住民へ与える影響ははかり知れないので、慎重に行動することが必要だということです。

(3)のペイオフ（預金保護）解禁の対策はどのように実施しておるかということです。平成14年2月にペイオフ対策検討協議会が設置され、ペイオフ解禁に伴う対応策が検討されています。預金先金融機関の分散、預金債権と借入れ債権との相殺、そして有価証券での管理等が検討されました。

(4)でございます。公金管理の安全性を確保した上での有利・効率的な運用を目的とした公金の運用基準を策定すべきではないかということでございますが、平成14年4月に資金管理並びに運用基準と債権運用指針が、平成17年4月に資金管理運用方針が定められておるといことです。

(5)今後の公金管理運用の課題と問題点ということです。金融情勢は先行き不透明な状況であり、公金の安全性の確保を最重要視して、その後に効率性を追求しなければなりません。破綻しない金融機関をいかに選択するか、総合的に判断しなければならないということです。資金の設置目標に応じ、基金の確実かつ効率的な運用と処分を検討しなければなりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

私、こういう今回、区長制度というか、基山町の行政運営の重要な一端を担ってある区長制度について質問させていただいておるわけでございます。私、昔からこの区長制度については、いろんな考えがあつて、非常に難しい問題もあるし、私としてはすぐどうのこうのという考えではなくて、基本的に今後は私は基山町として、この問題は避けて通れない問題というふうな観点から質問させていただきます。

町長、そもそも区とは何でしょうか。どういうふうな認識を持っていますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

定義的に行政区というのはございませんけれども、区の長の委嘱の範囲を定めております。これが行政区の審議会によりまして、1区から17区の区を基山町が区を代表する方に委嘱をする範囲を区というふうな形で定めております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そもそも区という名前、区長という名前です。これは法的には先ほど御答弁ありませんでしたけど、結局、区というのは、地方自治法上で言いますと、東京23区の区が法律上ありますよね。それと政令指定都市、福岡市とか、そういう区があります。基山でいう1区から17区の区というのは、法制上根拠がないわけですね。あるとすれば、町長が規定されております区設置規則ということで区長さんを置いているというふうな状況だろうと思います。

それで、質問でございますけど、基山町の区長さんの法的根拠というのは、先ほど言いました町長が定められております区設置規則ということと、非常勤特別職の費用弁償の条例と、そういうところに区長報酬とかされております。全国的にこの区長という自治会組織があるわけでございますけど、町長としては、先ほど答弁によりますように、見直しは考えていないというふうな御答弁でございます。私もそういう感覚でただいまより質問させていただいておりますけど、この町長と区長との関係、対等であると先ほど言われましたけど、私が思うのは、現行の基山町の条例規則の立場からいくと、対等ではないふうに考えているわけです。

なぜかという、基山町長が報酬を払って区長さんを使っているんですよね。下請に出しているというか、町の行政事務を区長さんをお願いして、その対価として報酬を払っているということになっているように私は考えますが、その辺、町長どういう認識でしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、御指摘いただきましたように、区については、自治法の中で東京都、それから政令指定都市、それからまた新たに16年の5月に合併特例法、合併の時期がありました。それを考えまして、地方自治法の一部改正で、学校区単位で新たに区を設定することができると。それに関しましては、地域自治区という自治法の中で新たに設けられております。そういう観点でその部分がふえていると。御指摘の区長の考えにつきましては、町長のほうから答えられておりますのは、自治会の会長としては対等であると。議員の御指摘のあっている場合は、基山町から委嘱している区長が現在、17区の区のほとんどの区長さん方は自治会の区長も兼ねてあるという観点からすれば、その判断が難しいというふうに考えておりますけれども、自治区を代表される自治区の会長さんと行政区が委嘱する区長さんがもし違っておれば、その考えはないと思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

非常にこの問題は難しい問題があって、1人のAさんが自治会長の会長ですよね。自治会の管理運営については代表者と。その方と半分といえば半分ですよね。そうすると半分は町長が委嘱された区長さんという方を……。違うですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

自治会の区長さんと基山町が委嘱する区長さんを半分半分に分けるということは、ちょっと逆に別にAの方とBの方というふうに考えていただければ、ただ、たまたま先ほど言いますように、自治会の会長さんと町が委嘱する区長さんは同一の方が現在はなられているというふうな認識でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私はそこが問題ではないかと思っておるんですよ。はっきり区長さん方もきょうお見えになってあると思いますからですね、自分は今どっちの立場で物事を発言していいかとか、この問題については、やはり昔から、先ほど言いましたように、この区長制度122年前の明治22年の町村令から発して、そのときは恐らく園部村、宮浦村、その村に村長さんがいらっしゃったと思うんですよ。その方たちで基山村になったときに、行政上必要な、さっき合併特例法と言われたように、そういう関係での区長さんだと思うんですよ。これだけ現在の122年からたった区長については、全国的にこの見直しがかかっているんですよ。この同一区長制度を町長なり地方公共団体の長が委嘱するのは問題だと。大野城、太宰府、春日とか、その辺は来ていますが、端的な例で言いますと、鳥栖市は区長は非常勤特別職の公務員じゃないんですよ。市長と区長さんが事務委託契約を結んであります。だから、そういう現実がもう来ているんですよ。そうしないと、区長さん自体もどっちの立場で、住民代表である自治会の会長さんが住民代表町長と対等な立場で物事を決定し、自己責任、自己決定するときに、会長である自治会の会長さんでやろうとするけど、町長からこれをしなさい、これをしなさいと。だから私は今の現行で違う人を嘱託員として、鳥栖市のように別途事務委託するのか、その自治会に事務委託するのか。そういう方法を考えてほしいというのが、私の区長の一つの質問の主題でございますので。

それと、もう1つ、区長さんたちがいろんなこういう行政事務が多くなってきて、結局、区長さんたちは町長の小使いと言うと失礼ですけど、その多忙さ、いろんな条項がありますから、区長さん区長さんによって町長が流されるんですよ。その多忙で非常に本来の自治会長としての区長の業務が支障が生じているのではないかと私危惧するんですよ。何でも区長さんに町長は頼めば済むというふうな傾向に私はあると思いますけど、町長の御認識はどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

私も数年前からその辺の区長制と、それから自治会制というような問題は非常に気になっ

ておったところで、私なりにいろいろ思いあぐねておったということは事実でございます。しかしながら、そうした中で、本当に区長さんが、じゃあ選任の方法はどうするんだと、それはやっぱり各区で代表者として選ばれる。そしてあるいは選挙というところもございましょうし、そういうことで選任されてこられた方に対して、私どもは、こっちのほうは委嘱という形でお支払いもしておると、お願いもするということ。これは今やっている方法だと思います。それでは、自治会になったときに、やはりそれじゃ自治会だから全然知りませんという形でこれまた済まないと思うんですよね。ただ、報酬なりを差し上げるのに、委嘱の報酬というような形なのか、自治会経由でいくのか、その辺の違いかなという気もしないじゃございません。そして、逆に今度は委嘱しておるからということで、町の末端の機関の一員だというような、そういう縛りというのは全く今ございません。お願いはしていますけども、そういうふうな縛りというのはないと私は思ってお願いをしておるということです。したがって、区長さんをこちらからいろいろ罷免するとか何とかという話もございませんし、その辺のところは、いわゆる自治制度にお任せしておるということ。だから、今、この近辺でもずっとあっています。宗像市あたりもまさにそうだと思うんです。やはりどんどんどんどん膨れてきて、やれ区が50も60もなつたと。それだったら自治会制にして、そしてその上に自治会をまとめる組織をつくって、実際、その業務がどの程度のことを委嘱してあるのか、委託してあるのかわかりませんが、結局、組織としては同じようなことかなというような、私は今現在思っておるのはその辺でございます。しかしながら、いろいろ考え方もまたほかにあるかと思しますので、それは検討はしなきゃいかんと思いますけれども、現在のところ、それじゃすぐ変えますよというつもりじゃないということで、先ほど答弁させていただいたということです。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私も120年も営々と続いた制度でございますので、ここを何年でせろとか、すべきであるというふうな考えには立っておりませんが、しかし、現実の区長さんのいろんな役員の決め方についてでも、今後の住民自治、地域自治との慣例、また今度できました基山町のまちづくり基本条例との理念等々から考えて、やはり町長が委嘱して行政の事務をさせている区長さんが、片や対等である自治会の会長さんというんじゃないくて、一つの方法論としては、

鳥栖市がやってあるように、結局、事務委託と、平等な関係で契約を結んで行政情報の伝達とか、そういうのは町長が平等な立場で自治会なり区長さんなりに契約するという事で、その基山町の今の区長さんという非常に大変な行政、地元の事、自治会長の事、役場からのいろんな事、大変重荷になっているんじゃないかと。実際はそうじゃないとおっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけれども、私がそういうふうにされて、本来の自治会としての自立の自治会の運営に支障が来るんじゃないかというふうに考えておるから、思っておることでございまして、私はこれを今町長言われましたように、重要な今後の町長の、また3期目の問題もあると思いますけど、そういう面を含めて、私は十分検討をお願いしたいと思いますけど、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

先ほども申しましたように、私もここ数年来の懸案といえますが、気になるところでもございますので、もう少し私自身も勉強していきたいというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それともう1つ、ウの区長直轄ですね。先ほど町長答弁されましたように、一番多い9区は30%が行政組合に入っていないですね。恐らく私の住んでいるところは1区ですけども、1区も14%。けやき台あたりは全戸組合に入って、自治会制度としてされておりますけど、この30%の方は行政情報はどのような取り扱いになっておりますか。組合に入っている方は区長さんなり組合長さんからの町の行政情報は伝達されておると思いますけれども、入っていない30%の方に対しての町としての情報といえますか、お知らせはどういうふうになっていきますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

本来であれば区長さんと委託の業務を扱って配布業務を委託しております。またそれから組合長の制度もありますので、組合長とも個別の委託業務を行いまして、各世帯へ配布が行

き届くようにいたしております。御指摘の区外の方につきましては、区長からの直轄という形で委託のほうをお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

その区外の方の、お願いされてある区長さんを通してあるというのは、組合の人たちと同じような情報量といたしますか、全く一緒ですか。組合外の人への町からの伝達情報事項と、組合に入っている方のその情報と。極端な話を言うと、広報は配らんばい、どれは配らんばいとか、そういうことについては同じ情報を組合外と組合内の人は同じ情報量を町から提供されてありますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

町のほうからお願いする広報、それから連絡事項、チラシ等については、区長のほうから直接に渡していただくようになっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そうすると、例えば、9区ですよ。217世帯について、区長さんはおのおの1軒1軒、毎月広報とかをやられておるんですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そのとおりです。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

これが30%、40%、50%、9区あたりはなる率が高いですよ。これについて組合に入ってもらいたいとか、そういうアプローチは行政のほうとして全くやっていなくて、各区に任せて

あるんですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

変則的には転入されてこられたり住所を移されたときに、うちの窓口のほうで、この区の範囲に入りますので、入ってくださいということでお願いしておると思います。ただ、組合外の皆さん方については、いろんな条件があると思います。1戸建てのところについて、またそういうふうにして入られないところもあると思うんですけど、御存じのとおり、9区が数字的に多いというのは、一つはマンション、それから集合住宅、こういった部分があつて、マンションの中では管理者がおられますので、管理者に直接渡されるところもあると思いますけど、そういった9区については、そういう環境があるというところで、かなりの数値が上がっていると思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、これは基山町に限らず、日本全国でこの傾向があっているんですよ。もう自治会に入らないと、区費も納めない、組合費も納めない。これが問題はこの各区の問題だと思うんですよ。各区といいますか、先ほどの区長さんの業務、これが極端な場合は、今30%で200戸ですよ。200戸といいますと、4区よりも多いんですよ。4区は187戸ですよ。4区よりも多い組合外の世帯が30%ふえていく。これについての解決策というか、この問題について、どういうふうにして行う、これを加入を促進するのか。いやもうこれでどんどんふえてもいいですよと、組合外どんどんふえてくださいよと。ふえてくださいよとは言いませんけど、ふえてももういたし方ないと。いやこれはなるべく加入率を高めるために、町としてもしようと。その辺のスタンスはどうでしょうかね。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この現象につきましては、もう相当前からこういう現象は起こっておりますので、そういうところについても、いろんな対策等も打っております。それは一番窓口で推進をお

願っているというのが一つですけど、逆に言いますと、都市部のところでは、逆にもう入らないという自治会組織というか、そういったところに対して郵送で配布するというようなところも出てきております。そういった地区については、逆にいえば、コミュニティーの崩壊等もつながってきていると思いますし、一つはこういう戸数が多くなれば、やっぱり安心・安全の観点からすれば、生存とか、そういうところの確認がなかなかとれないというところも出てきますので、何らかの形でまたそういう対策等も打っていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

もうはっきり言って今後は、これがふえて、減るということはないと思うんです、加入率が。だから先ほど言われましたように、私は区長さんの業務からして、郵送なり、そういう面も考えていかなければならない時期じゃないかと。現在のところ、町民の人から町民税は払ってもらっているけれども、組合には入っていないから、真っすぐうちに郵送してくれとか、区長さんから来てもらうとは気の毒というか、それで真っすぐ郵送してくれと。固定資産税とか町税あたりもほとんど郵送されてある。昔は税金の納付書も全部組合から渡しておったですね。お宅の隣は幾らというのもわかっているような時代がありました。今は個人情報関係とかでできませんけど、そういうふう to 今後この30%なりの大きくなる行政組合外の世帯に対しては、今までどおりこのまま区長さんにお願い、御苦労かけますけど、200軒も300軒も区長さんにお願いしていくということで、町長、心苦しくもどうもないですか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

心苦しくないかというお尋ねでございますけれども、非常に御苦労かけるということは、私も十分わかっております。したがって、この辺の問題については、本当に真剣に考えていかなきゃいかんということだと思います。非常に近いところの首長さんと話すこともあるんですけど、うちあたりは地域によっては、加入のほうに30%、40%ですよとおっしゃるから、ありゃそれはですねというような話もいたします。そういう状況になっては大変だと思いますから、その辺は何らかいわゆる御苦労をかける分、配布とかなんとかというよ

うなことは、おいおい考えていきたいというふうに思っております。ただ、それだけじゃなくて、さっきちょっと言いましたように、本当に地域コミュニティというか、そういう意味において、これまたしっかり考えていかなきゃいかん部分だろうというふうに私は思っておりますものですから、その辺の兼ね合いといいますか、それをどう整理していくのかということ、先ほど申しましたように、一つの課題だということで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長の今の答弁、よくわかるんですけども、結局、これは減ること絶対ないと思います。加入率がふえることは組合に入らない。区長、何区に関係ないという方が都市化とともにこれは仕方なくなってくると思っています。それにかわるものとして、ということは区という自治会組織が崩壊してくるんですよね。そのために私は町長が言われます郷土のまちづくりの関係で、地域が自治会として、区に入らなければ自治会として管理運営というか、独自の施策をやって、自治会組織を今後どういうふうに町長としては、基山町のこういう加入率が30%入っていない方がいらっしゃる基山町の自治会コミュニティを町長は今後の基山町の自治会活動なり区の運営、自治会と区がありますよね。けやき台は自治会イコール区100%加入、片方は30%も入っていない。それで町長としては、まちづくり基本条例にもありますように、今後の地域コミュニティの育成、強化、支援、それについては、入っていない方のいらっしゃる、未加入者がいらっしゃる区と、自治会組織としては、どういうふうに町長は今後自治会活動についてお考えになっておるか、お伺いします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

何で加入率が減ってきておるのかという、その辺がやっぱり一番問題だろうと思います。区費の問題。じゃあそれが自治会になったときに、やっぱり自治会だって運営費というのは、当然要るわけですから、それが果たしてどうなのかというような、その辺の検討もしていかなきゃいかんというふうには思います。そうしたところから、やっぱりその辺も検討して調べて調査して考えていくということで、私としましては、できるだけ当面は加入し

ていって、そしてコミュニティーをしっかりとつくっていくというような、これは私の勝手な望みかも知れませんが、そちらの方向でというような思いもあるということは申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

これ非常に難しい問題がはらんでおります。これは今の現状が仕方なくこういうなっておりますけど、仕方がないで、頑張るは頑張るけどというふうな考えも、仕方がない面もあると思いますけど、やはり町長として、はっきり言うて基山町まちづくり条例もできたし、今後の地域コミュニティーの育成、非常に町長の大事な行政手腕が求められると思いますので、今後の区長制度を含めた自治会のあり方も含めて、調査検討を私は早急にでもしていただきたいと要望いたしますけど、最後に一言、それに関して。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

実を言いますと、ことしの町政の方針としては、特に細かくそういうことまで出しておりませんが、たしか去年には、それを一つの検討課題としようというようなことは課長会でも私言った覚えがあります。そういうことで、本当に私も懸案ということを申し上げますように、これはやっぱり考えていかなきゃいかんということ。それは再度申し上げておきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ことしの課長会でされたということでございますので、ひとつ（「去年です」と呼ぶ者あり）去年ですか、もう1年たちますから、ひとつ期待いたしておきます。ということで1番目については、いろんな問題がありますが、今後の基山町の地域コミュニティー、一番重要だと思いますけど、今後ともその面について、町長の指導力アップをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2点目です。公金の管理運用、これについて質問いたします。なかなか私も収入

役から会計管理者とかわりまして、この収入役から会計管理者にかわった理由について、どういふふうな法の変更があったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

これは議員も十分御承知のとおりでございまして、地方自治法の改正によりまして、県においては出納長、市町村においては収入役を廃止して、一般職員を会計管理者として置くということが規定されましたので、そのようなことで会計管理者が置かれるようになったわけでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私はそれはわかっているんですね。収入役制度から会計管理者、収入役の業務が特別職の公務員やったんですね。三役と昔言っていました、町長、助役、収入役。はっきり言って収入役が業務が常勤の特別職を置かなくて、一般職の職員で管理運営やったほうが、町長も主権も発揮しやすいだろうしと、そういう面のことも私はあったんじゃないかとは思いますが、その辺ははっきりわからないならそれでいいです。

それで、歳計、歳出外現金で、先ほど答弁ありました、年度末は資金繰りが厳しい状況にあり、赤字になっておりますと。この赤字になっているから、どうかして負担して職員の給料とか払わなければなりませんよね。そういうときの繰りかえ運用で対応しておりますと言うが、具体的にどういう方法の繰りかえ運用をされておるんですか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

先ほどの質問に対して、ちょっとずれた答弁をしたようでございます。議員がおっしゃっていることが正解だろうと思っております。時代は変わりますし、必ずしも収入役というようなものを置かなくても業務がなされるんだというようなことがあったんじゃないかというふうに私は思っております。会計管理者が一般質問で答弁することになるとは思ってもおりませんでしたので、ちょっと動揺いたしておりました。

繰りかえ運用を簡単に申しますと、手持ちの公金を総合的に管理して、一般会計とか特別会計とかございますけれども、幾つにも分かれている会計間で繰りかえ運用して、金融機関から借り入れることをせずに、有効に公金の活用をする手段を繰りかえ運用と申します。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

その繰りかえの対象になるのは、基金が大多数だと思います。ということはその対象になると、基金の預金は、定期預金とか国債とかを持っておいたら繰りかえ運用できませんですね。普通預金の基金の分を繰りかえ運用にされているんですか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

これは基金を繰りかえ運用で運用しております。今、具体的に申しますと、22年度は基山町公共施設整備基金を繰りかえ運用をいたしました。当然、基金を一時使うわけですから、その金利はまたその基金に入れなければならないということになっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

基金から一時借りるというふうな形なんですか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

そのようなことでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

年度末、この赤字というのは、決算上は赤字になっていませんよね、5月末のあれでは。一時そういうことで、補助金とか5月ぐらいになるからということでございましょう。要するに基金運用でされて、現在のところ、一時借入金で対応をするのと、基金繰りかえで

するのとの相違点、メリット、デメリットはどういうふうに考えてありますか。一時借入金
されてあるんですか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

金融機関からの一時借入れは行っておりません。当然、金融機関は営利の組織でございますので、金利は当然繰りかえ運用するよりも金利は高いんだろうと思いますから、今はまだ繰りかえ運用ができるような基金を持っていますので、それを今後ともしていきたいと思っています。一時借入れをしなければならないような状況になってきますと、これはもう俗に言う自転車操業でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

しかし、そういう発想もあるけど、金利が安いこの時代、ひょっとしたら繰りかえ運用よりも一時借入金の方が安いかわかりませんよ。一時借入れ借りたほうが。その辺はどうですか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

一応、一時借入れは財政課が担当ですから、資金運用の関係で、うちのほうが行いますけれども、一応一時借入金、要するに先ほど言われましたように、年度末になりますと、工事とかもほとんど終わりますと、5月31日までに支払いをしなければならないと。3月末に工事が終わりますと、実績報告をいたしまして、その後に、国庫としては3月に入ります。県費でしたら5月末に入ります。しかし、またハード事業でしたら、それに伴う起債があります。起債が借入れをいたしますのが5月の末に借入れいたします。これは何でかと申しますと、早く借りるとその分だけ2.何%の利子を早く払わなければならないと。3%近い利子をですね。ですから、おくれて払うと。そうしますと、資金がその間だけ不足する状態になるという関係で、繰りかえ運用を行っておるという状況です。その間、繰りかえ運用が不可能であれば、一時借入れを当然しなければなりません。ですから、

先ほど会計管理者が言いましたように、一時借入れをするのと自転車操業ではちょっと問題が違うかなと私は思っております。一時借入金も金融機関もやはり商売ですから、2.5%から3%程度で貸付金利を言ってきます。ですから、繰りかえ運用というのは、当然目的外に貸すわけですから、当然利子をつけなければならないということで、うちの場合は0.01から0.02ぐらいしか利子はつけておりませんので、当然、一借よりか繰りかえ運用のほうが数段と利子が安いというシステムでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

昔はよく一時借入れでやっていた時代があったんですが、それだけ基山町は財政的に余裕があるというふうな、早く起債も借らなくても、5月末でもいいと。逆にいえは金がないときは、3月、早く県にくれということもあったけど、今の財政課長のお話では、基金もあるし、健全財政をやっているから、金を借りるとも一番年度末でいいですよ。非常にいいことですよ。悪いことは言っていないですよ。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

昔、一借をやりよったから、今はしなくていいから、今は裕福であるということではございません。昔は利率が定期預金に預けると7%、平成2年から3年、4年、ちょうどバブル期が7.何%で、そのまま定期に預けて10年すれば倍になるという時代だったです。ですけど、今はもう数段低いという状況ですので、そっちのほうが得であると。ですから、20年ぐらい前も、私も財政課で担当しておりましたけれども、一借は当然やっておりました。利率で基金はそのままありましたけれども、定期預金に入れたほうが得であったということでございますので、決して今が裕福であるというふうな考え方ではございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そこまで言ってもらわなくていいですけどね。ところで、うちの場合は、今の金利が、定期預金が0.07%から0.4%と、今ありましたよね。先ほど財政課長じゃないけど、7%、

8 %の時代が、1 億円預金しておけば、7,000千円から8,000千円の果実があつて、それによつて文化活動、福祉活動に充てられて果実運用ができたけど、今は先ほど言いますように、0.07から0.4%、非常に幅があるんですけど、いろんな何カ月定期ものとかあります。これと関連して、基山町の国債の運用はされておりますか、今。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

現在は行っておりません。過去、行ったことがあります。平成14年度から平成19年度まで国債を買ったことがありますけども、現在はしておりません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

だから、なぜしていないかを聞いたんですよ。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

国債を買いますと、ちょっと繰りかえ運用なんかができなくなりますので、定期預金で運用している状況でございます。（「金利は」と呼ぶ者あり）金利はそれほど、その当時、平成14年度にこの国債を買うということは、ペイオフの関係で、それをやったというふうなことのようでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

日本が危ないから、国債買いよったら危なかけんと、そういう考えじゃないんですね。しかし、幅広い運用、これは地方財政法でも認められている問題ですから、いろんなその選択肢の中に、やっぱりそういうのも入れて、今後の運用、たった1年間、26億円もの基金があつて、3,000千円しか利子収入がないと。だから、こういうのはアルゼンチン債とか、そんなこと買って、後で破綻しては、そういうことではできんと思いますよ、会計管理者としてはですね。しかし、安全で有利な資金運用をして、貴重な基山町の財産といいますか、基金

ですから、その管理運用には十分最大限の努力を図っていただきたいと。それが会計管理者に与えられた職務と私は期待しておりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

それと、基金ですね、これは財政課長になるかと思いますが、基金が先ほど言われましたように、26億円ある。ということで非常にまた今度、補正予算で70,000千円が公共施設整備に積み立てられまして、昨年は温泉施設に売却、テクノ250,000千円ぐらい全部基金に積み立てられておりますけど、町長今度こういうふうな一時的な資金の歳入がふえたとは、全部基金に積み立てられる、減債資金とかかれて、非常に健全財政にはいいことですが、今後ともこの基金は50億円ぐらい目標に基金を積み立てられるのか。どういうふうな考えで、全くためるだけで何も使わない基金に積み立てると。どういう関係でどれだけ減債積み立て、公共施設なりに積み立てていくという、その目標というか、それ全くなくて、ただとりあえず剰余金なり、そういうのがあった場合は基金に当面は入れていくと。その辺は町長どういうふうにご考えられますか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

ただ、その年度に余剰した分を、ただただ基金にずっと積み立てて、際限なくというような、そういうことはさらさら考えておりませんし、できるわけないというふうに思っております。たまたまといいますか、おっしゃったように、前年度は土地の売却もございましたし、今度の地役権設定、これも思わぬ収入だったということで、やはりこういうものはある程度積み立てていかないと、将来不安といいますか、鳥飼議員も何かのときに少し財政に対する危機感がないんじゃないかという御指摘も、これは予算編成のときでございましたでしょうか、おっしゃったのをまだ私、頭に残っております。やはりそういうふうな危機感といいますか、将来何が起こるかもわかりませんし、それからもう1つは、やっぱり公会計というか、やはり減価償却というような考え方もやっていかなきゃいかん。この庁舎も60年、100年もつかどうか、これももちろんわかりませんものですから、そういう備えもしていかなきゃいかんというような意味で、ある程度やっぱり積み立てということは必要かなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

積み立てられるのも大事なことでございます。しかし、何もしなくて積み立てというと、現在の住民にとっては、福祉の利益は受けなくて、将来の人たちにはいいかと思いますが、そういう面も考えて、やっぱり現在の町民に対しての取り崩していろんな事業をやるのも一つの手だと思いますので、積極的に活用をお願いしたい。

それと、基金のことでちょっと気になるんですけど、けやき台緑地は毎年7,000千円、人づくり振興基金は7,000千円取り崩してありますよね。でも残りが少なくなってきましたけど、残りの福祉振興基金219,000千円、それと文化体育振興基金101,000千円、ふるさと水と土40,000千円、この3つの250,000千円ぐらい、これには全くここ何十年手をつけていないようですけど、この基金は目的はそういう福祉のためとか、文化体育振興のためとかの目的で基金は設置されて、そういう目的ならば取り崩していいですよとありますけれども、250,000千円、ここ何十年、平成元年ごろからといいますか、取り崩しも全くあっておりませんし、基金利子の積み立てもあっておりませんが、この基金についてはどういう性格のもので、将来的に全く現在のところは取り崩す予定はないということですか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

今、御指摘の分ですけれども、一応人づくり振興基金につきましては、御存じのとおり、昭和63年から平成元年までの竹下内閣の折に、ふるさと創生1億円事業ということで参った分でございます。初年度、平成元年に23,000千円ほど来て、あと3、4年ですずっと参りまして、約1億円になったという経緯がございます。その分で、人づくり振興基金につきましては、平成5年にキャンプ場を設置をいたしてございまして、その分で20,000千円ほど取り崩して用地等を購入したという経緯になっております。その後、教育委員会で行っております文化講演会等に毎年7,000千円程度を取り崩してきたということで、人づくりのために取り崩してきたという経緯がございます。それと、あと文化体育振興基金並びに福祉振興基金というのは、平成2年度から平成3年度以降に、これも交付税算入として、需要額の算入としてきたものでございます。福祉振興基金につきましては、果実の運用をなさいと。それと水と土の保全、これも果実運用ですよということで、条件つきで参っております。この件につきましては、毎年、地方財政状況調査、要するに決算統計がございますけれども、その分で

特に福祉振興基金については、その使途、要するに利子をどういうふうに使ったのかとか、こういう調査がございます。それは取り崩してはいけませんよというのが、今のところ国のほうからの指導でもございます。文化体育につきましては、当初は果実運用でございましたけれども、今はほとんど果実はございません。これは定額基金で1億円とするというふうに条例で定めております。実際103,000千円ほどありますけれども、定めておりますので、その分は条例を改正をすれば、取り崩しは可能かなというふうには考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今ちょっと気になることを言われましたけど、福祉振興基金は基山町が基金を持っておって、県がそれを取り崩してはできないとか、そういう権限があるんですか。地方分権で、県がそういうことを言うんですか。それおかしいと思いますが。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

平成4年に条件つきで国から交付されたものである。ですから、それを果実をもって福祉振興に充てなさいということです。佐賀県で1町村だけ取り崩したところがございます。それはちょっと言っていないかどうか分かりませんが、言いませんけれども、それは非常に逼迫したところです。相当な指導を受けたというのは聞いております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

その県なり国の指導がですね、そこまでまだ脈々と指導が生きているということを知りました。ちょっと時間もありません。

最後に会計管理者にお伺いします。このペイオフなり資金運用、この重要性をこのたび一般質問させていただいたんですけど、私は基山町のホームページを見ますけど、先ほどまで基準とかはつくっておりますと。ペイオフ対策協議会とか債権運用資金管理並びに運用法人を定められていますと。この回答を見ると、定められている、だれが定めたのか、国が定めたのか。私は読み方としては、基山町の会計管理者が、基山町長が定めてありますよという

ふうに読みたいんですけど、ここの書き方から見ると、基山町が定めておるじゃなくて、国が定めてあるのをということ、その辺はどっちが定めたんですか。

○議長（後藤信八君）

会計管理者。

○会計管理者（平野 勉君）

これは当時の収入役が起案して定めているようでございます。ただ、公布はされてなかったようでございます。内規という形になっておるようでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それは現会計管理者、やっぱり町民に対して、こういう管理運用方針でやると、大事な公金ですから。当然そういう管理運用方針等はホームページなり例規集に載せて、町民に対して開かれた公金運用はこうやっていますよということを来月ぐらいに載ることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

皆様おはようございます。2番議員の久保山でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

その前に、まず、きのうの傍聴席も立ち見が出るほどたくさんの方に来ていただきました。本日も平日の午前中にもかかわらず、傍聴席には多数の町民の方にお越しいただいております。本会議は、ともすれば、セレモニ一的な要素も高いと言われますけれども、先輩議員の御努力により、基山町は佐賀県内でも屈指の傍聴数とお聞きしております。私も新人ではございますが、緊張感を持って臨んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

それでは、早速ではございますが、質問に移らせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震と、数百年に一度の大津波を引き起し、多数の死者、行方不明者を出す未曾有の大惨事となりました。この大震災によってとうとい命をなくされた方、御遺族の皆様に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

とりわけ被害の大きかった岩手県陸前高田市は、今から3年前、チャレンジデー2009において、我が基山町とともに戦い、この基山庁舎に陸前高田市の旗がなびいたゆかりのある自治体であります。その陸前高田市の被害状況は、死者、行方不明者は、確認中を含めると、2,415名、被災した戸数3,368戸という、まさに悲惨な状況であります。

そこで、お尋ねいたします。

東日本大震災に関する基山町の対応についての(1)被災地支援について。

ア、3月11日以降、基山町が実施した具体的かつ独自の支援とはどのような取り組みをされたのか、お尋ねいたします。

イ、また、今後どのような対応をお考えか、お聞かせください。

(2)危機管理について。

基山町地域防災計画及び災害時要援護者避難計画をすぐにでも見直すべきだと考えるが、その予定はありますか。

イ、今後、危機管理においても広報手段として、あらゆるソーシャルメディアの必要性が考えられるが、その対応についてお聞かせください。

(3)経済への影響について。

ア、建設資材の納入の遅延を初め、あらゆる影響が出ている経済情勢に対し、基山町としてどのような対応をとるおつもりか、お聞かせください。

イ、これは本来、九州電力へ問わなければならない質問ではありますが、計画停電への可能性について、また、基山町としてのその対応をお聞かせください。

次に、まちづくり基本条例についてであります。

本年度4月1日より施行された最高規範の条例であります。今なお町民の方への説明がなされぬまま施行開始となりました。その背景には、職員の戸惑い、不安、また、そもそも協働という言葉だけが先走りをして、その意味さえ理解されないまま施行に踏み切ったいきさ

つがあるのではないかと推測されます。

そこで、お尋ねいたします。

まちづくり基本条例について、(1) 4月1日施行日以降の提案件数及び対応件数をお示しください。

(2)「協働」「参加」「共助」、これらの言葉の意味を町長自身どのように解釈されているのか、お聞かせください。

(3)基山町ホームページ上にあるWEB町長室と最高規範である町民提案制度の違いを具体的に説明ください。

(4)議会の一般質問及び提案と最高規範上にある町民提案制度の違いをお聞かせください。

(5)平成21年度、平成22年度行われた協働のまちづくり推進委託事業について、町長の評価をお聞かせください。

最後に、一般行政についてお尋ねいたします。

まず、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてであります。

昨年度から学童保育に関しては、時間の延長、さらに学年の4年生までの受け入れを実施していただき感謝申し上げます。にもかかわらず、今回の質問も開館時間についてですが、放課後児童クラブ開館時間について質問いたします。

通常の学校登校への時間帯はおおむね7時50分から8時10分をめどに登校するよう指導がなされております。当然、家庭も、また、子供たちもその生活のリズムにおいて毎日を過ごしておりますが、長期休業期間に入った途端に8時30分からの開館のために、そのリズムを損なわれている現実があります。また、開館前の時間帯にやむを得ず子供だけを残して働きに出られる保護者の方もおられます。

そこで、質問いたします。

基山町児童クラブ条例第5条に記されています現在の長期休業期間の開館時間を、現在の8時30分から8時ちょうどへの対応を検討していただけないでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、町有財産についてであります。これは昨日、重松議員も質問されましたが、私からも改めて質問させていただきます。

昨年7月の臨時会で可決された財産の購入物件についてであります。95,000千円で購入後、雨漏り補修、また、下水道工事を含めた合計金額をお示しください。

また、その利活用について、現在、こういった方向で話し合いがなされているのか、お聞

かせください。

また、旧中央公民館及び旧役場跡地について、どのような活用を考えるかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、東日本大震災に関する基山町の対応についてということ、(1)被災地支援について、アの基山町が実施した被災地への具体的かつ独自の支援は何かあるかということです。

物資の支援、義援金の活動、佐賀県被災地派遣隊への職員の派遣、佐賀県支援本部への職員の派遣、それから、避難者への避難所等に関する支援を行っておるということです。

イの今後はどのような対応を考えているかということですが、今後も佐賀県被災地派遣隊の一員として支援を続けていきたいと考えております。

(2)の危機管理でございます。アの地域防災計画、それから、要援護者避難計画、すぐにも見直す必要があるということでございますが、これにつきましては、防災会議等による関係機関の意見も聞きながら検討していきたいというふうに思います。

イの危機管理の広報手段として、ソーシャルメディアの必要性が考えられるが、その対応ということですが、情報の収集にはあらゆる方法が考えられます。公的機関からの情報が優先される中、ソーシャルメディア情報も収集手段の一つという考えは持っております。

それから、(3)の経済への影響についてでございます。

建設資材納入の遅延を初め、あらゆる影響が出ておると、基山町としてどのような対応をとるつもりかということでございますが、これは基山町だけで独自の経済対策は考えておりません。特に震災絡みの経済情勢の対応は、国、県と一体となった取り組みでの対応になるものと思います。

それから、イの計画停電の可能性、基山町としての対応ということでございますが、現段階で計画停電が本当にあるのかどうかということについては、まだ把握をいたしておりません。また、計画停電が実施された場合は、防災無線等により、情報の皆様方への周知を図っ

ていきたいと考えております。

それから、2のまちづくり基本条例についてでございます。

(1) 4月1日以降の提案件数及び対応件数は何件かということです。5月末現在で、提案等の件数は8件で、回答済みは5件となっております。

(2)の「協働」「参加」「共助」、これらの言葉の意味を町長自身どのように解釈しているかということでございます。これにつきましては、協働ということについては、昨日の片山議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、本当にこれ、これというような絶対的な定義ということがないというだけに、なかなか難しいのかなという気もいたします。

まず、協働につきましては、まちづくりを町民、議会、行政がともに考え、協力し合って行うことということでございましょう。それから、参加ということにつきましては、協働をするためには、町民の皆様が行政へ提案をしたり、企画執行にも参画してもらうこと、また、逆に行政職員も一町民として地域行事等へ積極的に参加、取り組むということも必要かと思えます。共助ということは、まちづくりは行政がすべてやるべきものでも、やれるものでもない、また、何もかも町民の皆様でやってくださいというものでもないわけです。お互いが考えを出し合い、協力、補充し合っていくということかと思えます。

(3)のWEB町長室と町民提案制度の違いは具体的にどうかということです。WEB町長室は、直接町長に対しての提案や要望等であり、町民提案は、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案等を町に対して出していただくことだと思います。また、WEB町長室は、町長に電子メールのみの方法で直接出されるもので、町民提案は町に対して持参、あるいは郵送、ファクス、電子メールによりも提出できるということです。

(4)の議会の一般質問及び提案と町民提案制度の違いは何かということでございますが、まず、議会の一般質問等は議員がもちろんされるものでございまして、町民提案制度は、議員も含めた町民さん皆すべてが提案できるというものだと思います。また、一般質問等は、議会の中で議会と行政が真摯に議論した中で対応していくものと考えます。

(5)の協働のまちづくり推進委託事業についての評価をということでございますが、21年度事業の状況は、協働に対する職員の戸惑い、不安が先行いたしまして、取り組む姿勢に積極性が若干不足していたところがあると思われまします。また、平成22年度からまちづくり基本条例が施行される前提で研修に取り組んだ面があり、研修内容の程度が少し進んでいたのではないかと思います。22年度につきましては、前年度の研修経験や協働に対する職員の意識

の高まりにより、ある程度の所期の目的は達成できたものと考えております。

3の一般行政でございます。

(1)町立小学校の長期休業期間における放課後児童クラブの開館時間でございます。8時30分を午前8時に変更すべきではないかということでございますが、放課後児童クラブの保育時間につきましては、平成21年度までは午前8時30分から午後6時までの時間で開設をいたしておりましたが、利用者の方の意見を伺う中で、開始時間を早くしてほしいや、もっと時間を延長してほしいなどがありました。そうした中で、午後6時までの時間を延長してほしいという意見が多く、このため平成22年度から終了の時間を1時間延長して午後7時までとし、児童の健全育成の推進を図っておるという状況でございます。

それから、(2)町有財産について、旧建設会社跡地の役場別館に係るこれまでの補修費、今後の利活用ということでございます。御存じのように、雨漏りがしておりましたので、屋根補修として2,355千円と、下水道接続工事といたしまして3,381千円の計5,736千円支出をいたしております。

利活用といたしましては、再利用検討プロジェクトチームを設置しておりますので、その中で方向性を今検討しているところでございます。

イの旧中央公民館、旧役場跡地の活用をどう考えるかということです。旧役場については、旧内山建設建屋の利用状況とあわせて今後検討をしていきたいと考えます。旧中央公民館につきましては、人口増対策として位置づけ、住居を主とした建設を中心に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でさせていただきます。

まず、被災地支援についてですが、私、基山町独自の支援とお聞きしたつもりでしたけれども、物資支援、義援金は、町というよりも、いわば町民の方の善意によってされたものであって、職員派遣についても、県からの指示に基づいて実施されたものだとは認識しております。今回の大震災において、多くの町民の方が何とか応援したい、自分たちにできることは何かと常に自分自身に問い、その結果が13,000千円を超える義援金や数多くの支援物資につ

ながつたと感じております。

その反面、なぜ町はもっと積極的に支援のあり方を町民とともに考えてくれないのか、義援金は一時的なものであつて、長期的な支援が必要な被災地に対して一緒に考えたいのにと
いう言葉も聞かれます。日赤を通じての義援から2,200億円集まった、まだ一部しか被災者
の方に支払われておりません。この日赤を通じての義援から必要なところへのピンポイント
の支援を町独自で考えるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに町独自でというようなことはいたしておりません。これはもう震災直後、役場内でもその辺の協議をしたわけでございますけれども、他の市町村、その辺の動向も調べまして、町村会からはある一定の額を3県に差し上げるというようなことで、それ以上は市町村で考えなさいということ。一応足並みはその辺でそろえておきましょうということでございました。そこで、どのくらいでしたかね、やっぱりいろいろと関連があるというようなところ、はっきりは存じておりませんけれども、3、4市町ぐらいは独自でなさったというようなこともあろうかと聞いております。そういうことでございます。

それから、町独自ではやっておりませんけれども、指定管理者のほうから文化協会で催しをして、そのときの義援金なり、あるいは体協からも幾らか、これは陸前高田のほうにというような指定でお出しになったということは聞いております。そういうことで、果たして町として本当にピンポイントとおっしゃいましたけれども、陸前高田というような思いかもわかりませんが、そこに今すぐ何をというような、そういうことはちょっとやっていないという状況でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今現在やっていないというか、今後も今のところ考えはないということによろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

具体的に、それじゃ、いつ、どういう形でというようなことは考えておりませんし、その辺の復興の状況なりも見ながら、また、必要であればというような思いは私自身は持っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

前段でも申しましたように、この基山庁舎に陸前高田市の旗がなびいて、その市が壊滅状態にあります。2月に就任されたばかりで、しかも、奥様を津波にさらわれた陸前高田の戸羽市長は、涙ながらに訴えられています。全国の首長の方々どうかこの現状を見に来てください。肌で感じていただき、自分たちの自治体に何ができるかを持ち帰って一緒に考えていただきたい。

町長、自治体のリーダーとして、一人の政治家として、現地に赴いて、肌で感じ、我が町の危機管理を考え、町民とともに東北の、そして、陸前高田の復興を考える気はございませんか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それにつきましても、実は三養基郡の町村会でお見舞いに行こうかというような、陸前高田に限らず、やっぱり我々も見ておく必要があるだろうというようなことで話した経緯もございますけれども、そこで出ますのが、本当に、いや、かえって迷惑だそうですよというような言葉も実は出るわけです。だから、もうそれでちょっと二の足を踏んでおるというようなこともございます。現状、実情を知るということは、やっぱり派遣した職員からの話だけではわからない部分もあるわけでございますから、その見るという、肌で感じるという部分はやっぱり大切なというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほど町長からもありましたように、5月末までに4名の職員が被災地支援に赴きました

けれども、その報告会なり、その状況を町職員並びに町民と共有しているのかどうか、また、そういう場の提供はされているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先週の金曜日に、まず、3名ですかね、3名の被災地への支援に行った職員がそれぞれ全職員対象に報告会を行っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も実は3名の方から延べ8回ほどいろんな聞き取りをさせていただいて、その悲惨さを痛感しております。ぜひ全職員の方にはされたということですが、町民の方に向けても何らかのメッセージを伝えていただく機会を設けていただきたいなと思っております。

今回の震災というのは、間違いなく、教科書に掲載される未曾有の大災害であります。この時代にこういった立場にいる私たちは次の世代にこのことを伝えていかなければなりません。現地に行きたくても行けない方々のために、ぜひ場の提供をお願いしますとともに、実は私も今月末から現地に赴いてボランティア活動を初め、現地の様子をこの目で確認してまいりたいと考えておりますが、町長、御一緒にいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

日程的には存じませんが、ちょっと今のところ、はい、参りましょうということではないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

職員の町民に対しての報告につきましては、まず、基山町として第一陣でやった職員に関しましては、ちょっと10分か、15分ぐらいまた話すというと、フラッシュバックするような状況でもあります。3人目、4人目にいきますと、中が割と被災地も落ちついているという

状況で、そういう状況出ておりませんが、当然、その辺は本人たちとも相談があるかもしれませんが、報告書等もありますので、報告書等で何かできればというふうを考えさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、次の危機管理についてお尋ねいたします。

検討したいという答弁に驚きを隠せないんですが、大震災から既に3カ月が経過しています。町民の生命と財産、暮らしの安全、安心のためにも、早急に見直しますという答弁が当然返ってくると思っていたんですが、残念であります。

この基山町地域防災計画、これは直近でいつ見直されたものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この地域防災計画につきましては、まず、配備等については毎年見直しを行っております。人事異動の関係もありますので。

それから、ここで検討していきたいと申しておりますのは、この地域防災計画につきましては、計画の性格という第2章のところであっております国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画との整合性を図るということで、当然これにつきましては、原発の問題、それから、地震等に対する、今の想定は震度4で第1配備、5で第2、それ以上で第3配備というような位置づけをしておりますけれども、第4以外でも大きな被害が発生するのではないかということを想定して、これを見直さなければならないという立場には立っておりますので、そういう見直す場合には防災会議等の中で各種団体の専門家等も入っておられますので、その辺の意見と、先ほど言いました国、県の整合性を保ちながら見直したいという考えでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長は、直近でこれいつごろになられました、地域防災計画。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

いつ会議、会議には当然、私も出ているわけでございますから、いつ会議しましたかね。前年度もやったと思っております。それから、今度は議会が終わってやろうというような計画は持っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほども申しましたように、あの大地震から3カ月、僕はその時点ですぐにこの見直しをやっていたかかった、町長もぜひ見ていただきたかったというのは感じております。

その中で、EPZの枠外といえども、実際に伊万里、武雄はこの防災計画の中で、この災害予防計画に加えております。この県の整合性がどうかは、僕はわかりませんが、基山町も玄海原発から大体65キロですね。これちょっと資料で取り寄せましたけど、65キロ圏内ですっぱり入るわけですね。これ当然、福岡市も、佐世保市も全部入ります。ただ、現在の、御存じのように、黄砂の状況、また、光化学オキシダントというのは、もうそのはるか遠い中国大陸から偏西風に乗ってやってくるわけです。これらの注意報がほかの地域と県内でも比較すると、多く発令されているのではないかと思いますけれども、ある種、この地形そのものがホットスポットになりかねない地形ではないかと。そういった意味を含めても、この放射能汚染対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど御指摘いただきましたように、黄砂、それから、オキシダント、基山はオキシダント注意報等に関しましては、ピンポイントで情報等の警報が出ているような状況ですので、地形からすれば、そういう地形が考えられると。実際、風向きから考えれば、そういう状況にはあると思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

当然、必要であれば、放射能汚染に関しても災害予防計画に加えるということによろしいですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いますように、県の防災計画自体を当然古川知事のほうも見直すということを行っています。それに対して基山町がどういう位置づけになるかというところも含んだところで検討していかなければならないと思っておりますので、当然、見直しはやる方向で考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

あと細かいことで非常に恐縮なんですけれども、この地域防災計画を早急に見直すべきと言っているのは、実は災害応急対策計画、その連絡系統図に解散したはずの婦人会がそのまま載っているんですよね、まだ。婦人会が連絡系統として載っている。また、今は既にならずの若基小学校、基山中学校などの給食室が炊き出し施設としてそのまま記載されています。もうきわめつけなんですけど、実は最終ページの避難所位置図ですね。これ第2区公民館がまだ分校跡のままなんですよ。この現状をどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変、その辺、また、見直し等も図っていきたく思いますけど、現状と合ったような状況で。町長のほうが言いましたように、防災会議を6月に予定しております。まず、5月に防災パトロールを実施しまして、その状況もまず踏まえて、6月の雨期の会議等を防災計画に図りたい。その中で、今御指摘のあった部分については修正等を図っていきたくと考えま

す。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

基山町には現在防災士という有資格者が30名近くおられると思いますけど、きのう、人数を確認してくださいとお願いしていましたが。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

防災士につきましては、17名になっております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

17名というのは、各区に1人ずつという理解でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

原則、これは県のほうからの設置の要請等があっておりまして、まず、設置としましては、各区に養成をお願いしたいということでいたしております。しかし、各区のほうからもそういう状況じゃなかったところもありますので、各区から各1名出ているという状況ではありません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

せっかく防災士という有資格者が17名いらっしゃるわけですね。僕は数人、防災士の資格を持っている方にお聞きしたら、やっぱり常に携帯しているんですよ、その防災士の資格証を。それぐらいやっぱり誇りを持って臨んでいらっしゃいます。ただ、残念なことにこの地域防災計画とか、災害時要支援避難計画なんかのことを聞きますと、何一つ知らされていないわけですね。一体この防災士の資格を持つ方々はどのような立ち位置になるのか、お

聞かせてください。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

もう防災士につきましては、NPO法人からの資格の発行という形で、そういう専門的な講習を受けた中で防災士の認定されております。そういう形で地域の部分、一番地域で防災に関する知識を得た人ということで、地域に関して指導とか、そういう立場におられます。しかし、行政面のほうからいくと、この地位についての格付が今のところはなされておられません。地域に関しての自主的な活動という形で認定をされておるものと思っております。この辺につきましては、また、防災士の方たちとも相談しながら、この防災計画のほうに織り込めるような何らかの形はとっていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

あとわかる範囲で構いませんけれども、旧中央公民館横に設置されている大気環境常時監視基山局、これ多分オキシダントを調べているやつだと思うんですけど。これは放射能レベルも測定可能なんではないでしょうか。わかる範囲で構いません。

○議長（後藤信八君）

環境、わかりますか。生活環境係長。

○生活環境係長（内山十郎君）

オキシダント濃度とか、そういった関係ですので、ちょっと放射能までというのは現在確認とっておりませんので。必要であれば、後日、お答えしたいと思います。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もう最後に確認なんですけど、この地域防災計画は早急に見直しに入ることによってよろしいかと思います。また、災害時要支援避難計画についても、きのうの答弁にもありましたけれども、現在、登録が203名ということです。やはりまだまだ少ないし、逆に対応者も非

常に少ないと思っていますので、ぜひここもあわせた検討をしていただきたいと思っております。

次に移ります。

危機管理についての危機管理において広報手段としてあらゆるソーシャルメディアの必要性が考えられるが、その対応についてという質問で、広報手段として質問していました。情報の収集ではなくて、情報の発信手段としてお聞きしておりますけれども、発信についても今後取り組んでいくという答弁でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変申しわけありません。こちらのほうの受ける、町側の収集のほうをちょっと考えておりましたので、そういう回答をさせていただいております。

今回の震災で非常に危機的な状況ということで、役所自体が津波にやられて、行政側からの発信をする機器、防災無線、それから、いろいろなホームページ等の機器がやられたということで、情報を発信する場がなかったということで、それにつきましては、御指摘の、特にツイッター等を活用されて、町の正確な情報を発信し、それが非常に効果が高かったということで、実際、経済産業省とか、それから、総務省のほうも、当然それを取り入れていくというふうに考えられているようでございます。それに関しましては、活用方法や注意点などをまとめた公的な機関向けの指針を早急に発動するというような内容でございますので、当然、うちのほうで活用する場合は担当部局のほうと話しながら、その活用の検討は行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

はい、ありがとうございます。ぜひ積極的なツールの活用をお願いしたいと思います。これから梅雨の季節、また、夏のゲリラ豪雨、秋の台風など、自然災害も非常に多くなってまいります。実際に民間調査会社が調査したところによると、今回の震災の後、どれくらいで連絡がとれたかというデータが出ております。公衆電話が3時間49分、固定電話が3時間29分、携帯電話が3時間40分、携帯メールが3時間4分、それに比べて、ツイッターなどのソ

ーシャルネットワークは1時間50分という、非常に短時間でその連絡網が整備されているということがもうデータで出ておりますので、ぜひこれは危機管理だけではなくて、ぜひきやまんが観光情報をつぶやくというのにも僕はすごく有効な手段だと思いますけれども、企画政策課長、いかがでしょう。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

ツイッター関係につきましては、今、総務課長も申し上げましたとおり、私もああいう震災の場所では非常に有効であったという認識は持っております。ですから、国あたりの指針等も当然参考にしなければならないと思っておりますので、そういうのを含めて、企画政策としては情報の通信手段という位置づけで研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

御存じのとおり、予算も必要ありません。もうやる気だけです。課長がゴーサインを出していただければ、もうあすからでもできるものですから、ぜひよろしく対応をお願いいたします。

次に、経済への影響について質問いたします。

独自の対策は考えていないというふうに、ばっさり切り捨てられましたけれども、数日前の佐賀新聞はごらんになられましたでしょうか。実は1月から5月の負債総額は110億円を超え、既に昨年の累計額を上回っている状況であります。過去10年間で最悪の状況と。東日本大震災の影響による個人消費の減退や業種では建設業が最も多くというふうに分析されているわけですが、行政は、地方自体は関係ないではなくて、金融機関との連携や情報提供、また、情報収集を初め、きめ細やかな配慮が必要だと感じております。例えば、これなんか、中小企業庁が発行している5月16日から実施されている震災対応の制度融資でございます。これは企画政策課長、御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

詳しい内容については、私も確認をしておりますが、いろんなそういう融資関係、それについては当然企画政策課にも情報は流れてきております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほども申しましたように、過去10年で最悪の状況下でございます。基山町独自の制度融資が必要なのかどうかというのは別段としまして、例えば、一般競争入札を技術面だけではなくて、地元ポイントを用いた総合入札制度なんかを取り入れられる可能性というのではないのでしょうか。財政課長。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

試験的には年に1回程度の試験的程度実施しておりますけれども、まだ本格実施には至っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

年1回の試験的な程度というか、今回、御存じのように、過去10年来の大不況下であります。この総合入札制度も含めて、昨年度、落札率62%という大手企業の落札がありましたけれども、この最悪の状況下、例えば、最低制限価格制度というのを取り入れようという決断というのはございませんか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

その件につきましても、指名委員会等で検討はいたしておりますけれども、なかなか踏み切るのは難しいかなと。最低制限価格というのは、それは当然、粗悪な工事とか、それを防止するために当然必要かなと思いますけれども、それを行うと、実際問題、また、いろんな事件等に発展する可能性もあるんじゃないかろうかという危惧もあります。要するに贈収賄と

かですね。担当が非常に拒むんじゃないだろうかとか、そういういろいろな危惧がありますので、その辺の一応話はしておりますけれども、まだ結論には至っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

当然、今後、東北地方での本格的な復興が始まった場合には、今まで以上に建設資材の納入遅延など拍車がかかると思っていますので、どうかきめ細やかな対応をお願い申し上げます。

計画停電についても、先ほども言ったように、本来、九電に聞かなければいけないことですけれども、防災無線で連絡しますということですから、恐らく一番影響を受けるのは各企業だと思われます。企業についてもこれは防災無線でされるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは防災無線の活用でやるというのは、まず、計画停電の時間帯の連絡の周知をということを考えております。そういう計画停電時間についての対応については、多分九電のほうからも企業関係には行くと思います。また、その以前に、計画停電する前に、大きな企業についてはそういう消費量とか、それから、長期的な期間の対応等の協議がなされるものと思っております。この防災無線の活用というのは時間帯が確定した段階で町民の皆さん方に周知を図るという意味でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

はい、ありがとうございます。ちょっと時間もなくなってまいりましたので、次のまちづくり基本条例に移りたいと思います。

答弁で、提案等の件数というふうな答弁でしたけれども、提案が何件で、提案以外、恐らく要望、陳情だと思いますけれども、それぞれ何件かをお答えください。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

要望につきましては、8件のうち7件でございます。これはいわゆる道路関係の安全な面とかの意味とか、そういう要望を区長さんを通していただいているところでございます。それから、提案につきましては、どうなっているの町の予算というのを出示しておりますが、これの作成の仕方ですね。もう少しこういう形でやられたらどうかという提案の1件をいただいているところでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そもそもその提案書に要望が入ることというのが、どうしても私、納得がいかないというか。提案と要望というのは、提出者が決定されているんですか、それとも、何か明確な判断基準があるんでしょうか。提案と要望の違いというのは。これを分けられている違いというのは。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

一応まちづくり基本条例に基づきまして、いわゆる苦情、提案、要望、そういうのをすべて受け付けるということにしておりますので、その内容につきましては、基本的にはうちのほうで判断をして分ける場合も当然ございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

本来、提案というのは、役割分担とか、協働の形態とか、そういうのを協議しながら決定していくものが提案ではないかなと思いますけれども、ちょっと時間があれなんで飛ばします。

次に、言葉の意味について町長にお尋ねいたしましたけれども、先ほどの町長の答弁、協働と参加と共助の言葉の意味を言っていただきましたけれども、一体どれくらいの住民の方がこの説明を聞いて理解できるのかというのは甚だ疑問でございます。

また、恐らくこの部分が私の見解と最もギャップがあると言いましょいか、折り入れない、

これはもう３年前、４年前からもずっと町長と言っていますけれども、なかなかその溝が埋まらないという。ある意味、僕としては、こうしたかなりオブラートに包まれた言葉だからこそ、実際に協働のまちづくりが進んでいかない、具体化していかないのではないかと考えます。私自身も長年にわたって協働の分野で活動を行ってまいりましたし、昨年、佐賀県が国連の公共サービス賞を最優秀賞を受賞した際にも授賞式に出させていただきました。だからこそ、我が町である基山町の最高規範、この条例をおろそかにできないという思いでいっぱいであります。

ですから、全体として、まちづくり基本条例、そして、町民提案制度、そのものを否定しているわけではないことをぜひお含みいただきたいと思いますけれども、極力どこが違うのかというと、行政と消防団というのは、これ協働ですよ。これはもう僕は協働の最高のモデルケースだと思っています。規則があって、報酬があって、地域の社会的課題を解決するために自立した組織であります、消防団というのはですね。では、その消防団員は行政とどういう関係になるんですか。町長の考えによると、消防団員と行政もこれ協働になっているんですよ。お互いが協力してやることということなんで。これ消防団員というのは消防団に参加しているのであって、僕はここは協働はしていないと思っています。消防団と行政は協働していますけれども、消防団員は消防団に参加をしている、これ違いますか、町長。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

これは本当に、先ほどおっしゃいますように、以前もいろいろとお話をさせていただいて、なかなか溝が埋まらないということでございます。

逆に私は、この協働というのは組織と組織でなければ成り立たないんだというようなことを久保山議員からお聞きしましたし、ほかからも何かそういうふうなことを書いたものもあるわけでございますけれども、その辺の意味がちょっとわからないと。消防団と基山町と、これはお互いが対等で協働していくというような、これでないといけなと。しかし、消防団員は消防団としてじゃなくて、個人としてでもやっぱり提案なりなんなりしてもらっても、これは不思議じゃないのじゃないのかなというふうに思います。

これはちょっと話が違うかもしれませんが、協働化テストとかというのも県でなされておられます。協働化テスト、いろいろ提案をいただいて、これはお互いに力を合わせて

やるんだ、これは行政がやるんだというような仕分けをして取り組んでいくというような、そういうことだったろうと私は思うんですけれども、そのもとにはやはり協働というか、一緒にやろうというような気持ちがないと、当然、この協働化テストも進まない。これはいつか、古川知事の、ちょっとそれは触れた話をしたことはあるんですけれども、やはり協働化テストと言いながらも、やはり協働というのがベースですよというような、知事もそういうふうな言い方を、ちょっとの間ですから、なさいました。そういうことで、個人との協働もあってしかるべきだと私はどうしてもその域を抜け切れないということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らく町長はそういうお考えだからこそ、最高規範の条例の中に一個人の提案とか、要望が可能という町民提案制度が入っているんだと思うんですけれども、消防団組織というのは、消防委員会条例とか、いわゆる消防団規則にのっとって運営がされています。でも、一消防団員が、例えば、消防団の人数が少なくなっている、ですから、今、消防団規則にある20歳以上というのを18歳以上に変えるべきだと、これ町民提案制度で持ってきますよね。これ最高規範です。町と協議されて、確かにそのとおりだと。18歳以上で提案を受けますといった場合に、これたえ消防委員会とか、部長会が反対しても、最高規範が優先されるというわけですよね。これも致し方ないということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

そういう提案を受けて、それをやろうということまでに至るまでには、やはりいろいろと協議をしなければならないと、何度も協議をしなければいけないでしょうし、それは一個人からの提案であっても、そういう問題に関してはやっぱり団を通して協議をしなければならないと、消防委員会もまさにそうだと。それを皆さんに問うて、施策を履行していくというような、そういう段階を踏んでやるんじゃないかなと私は思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もちろん私の考えを押しつける気は毛頭ありませんけれども、恐らく、先ほど町長も言われましたように、参加と協働の最も大きな私の考えの違いというのは、参加というのは、先ほども言いましたように、個人が主体的に組織にかかわることということで認識しています。個人が組織にかかわること。協働というのは、あくまでも組織対組織が、この関係が基本になっているという点であります。恐らくここはもうもっと時間をかけてやらないと、とても合わないと思いますけれども。

共助については、僕の考えでは、この共助の定義づけは基本的にできないと。これはお祭りや慣習、ならわし、その土地土地の伝統、文化、風土が大きくかかわってきているものがありますから、言葉で縛るものではないというふうに認識をしています。

次のWEB町長室と提案制度の違いですけれども、この答弁を聞いて僕もちょっとよくわからないんですけど、WEB町長室は直接町長にというふうに言われていますけど、結果、回答は担当課がされているわけでしょうし、この答弁からすると、WEBはメールのみ、提案制度はいろんな形で提出できるという方法論の違いだけでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

内容については、当然、どちらでも町として受けるべき問題だと思っております。やはりWEB町長室は、ここにも書いておりますとおり、これは町長に対して意見、要望とかをされる制度だと思っております。逆に町民提案につきましては、まちづくり基本条例に位置づけておりますとおり、皆さんだれでも当然町に対して、行政に対して、あるいは議会、いろいろあると思いますが、そういうところに提案、要望されるものと思っておりますので、その方法論といいますか、やり方が基本的には違うということだと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

はい、わかりました。本当はわかっていないんですけど、わかりました。

議会と町民提案制度の違いも同じようなことだと恐らく思います。3月の議会で同じ質問要旨の答弁に、特に違いはございませんというふうに町長は答弁されました。それで、今回もあえて同じ質問をさせていただきましたけれども、今回も要はだれがどの場所で提案した

かの違いだけで、そう大差はないという回答でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これも理解に苦しむんですが、町民は選挙によって参加しているわけですよね。その参加している町民と議会が対等という意味がもう本当にわからないんですよ、僕。これはもう恐らく、あと10分で話しても恐らくわからないと思いますけれども。ちょっと後でまたこれはゆっくり別の機会にも聞かせていただきます。

次に、推進委託事業についてでありますけれども、この事業は、2年間というよりも、恐らく15カ月ぐらいですよ、実施期間は。既に12,000千円を費やされております。そして、その答弁を聞きますと、そのほとんどが職員研修に費やされているということで、しかも、その成果が少し進んだと思いますという、いかがなものかと考えますけれども。今年度もさらに6,000千円つぎ込まれます。委託業者といつから実施されるのか、わかっていれば、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

6月で契約をいたしておりますので、6月から行わせていただきたいと思いますっております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今年度の仕様書を僕もちょうと見せていただきましたけれども、委託内容の中に、協働のまちづくりを推進するための職員研修、まちづくり計画策定を支援するための職員研修。12,000千円を使っているのに、まだ職員研修が入っているんですよ。もうそろそろ町民に向けて本格的な説明をしていただけないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

町民に対してももちろん予定を上げさせていただいております。職員研修をずっとやっているというお話だと思いますけれども、やはり職員研修はまずやらせていただきたいと私も思っておりますし、それに基づいて、町民の皆さん方とのいろんな形での協議を含めた研修会も開かれると思っておりますので、職員研修については今年度もお願いしたいと思っておりますのでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと時間がないので、最後に、この問題、1つだけお聞きいたします。

これ平成22年度基山町協働化推進計画、これはまだ確定ではないということなんでしょうけれども、平成22年度の協働化推進計画がなぜ年度末の23年の3月に出されるのか、ちょっとこれ理解に苦しむんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、当初、まちづくり基本計画を議会に上程させていただきまして、予定では22年の4月1日からの予定でさせていただいておりました。ただ、これはあくまでも行政側の判断と、私たちの判断ですので、こちら側の一方的な考えで、よくないとは思いますが、結果的に議会のほうで特別委員会をつくっていただきまして、いろいろ審議をさせていただきまして、今年の4月1日からということになりまして、実際それを見込みで、見込みというか、予定でつくっておりましたが、実質的にはまだ条例的に施行していないということで、その時点で一応予定ということでそれはつくらせていただいているところでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

平成22年度の推進計画を予定でつくられたということですか。じゃ、平成23年度の協働化推進計画というのは……。今、平成23年度ですよ。平成23年度の推進計画というのは何月ぐらいに出される予定なんですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、当然施行しておりますので、早いうちにつくりたいというふうに思っております。できれば7月ぐらいにまでにはつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

はい、ありがとうございます。残り10分となりましたので、ちょっと駆け足になります。済みません。

学童保育の長期休業期間における開館時間の問題、これはもう答弁にもありましたように、昨年見直したばかりなんで、今回はそのつもりはないという回答のようでございますけれども、当然、開館時間を延ばしていただくためには、指導員の皆様の理解が第一条件ではあります。ただでさえ暑く、長時間にわたる指導は過酷なものであります。私も経験させていただいておりますので、その過酷さは重々承知しております。

現在も8時半開館とはいえ、指導員の皆様の御厚意によって15分前に出勤していただいております。ただ、現状も認識しなければなりません。指導員が来られる前に何人ぐらいの児童が開館前に待っているのか、御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

8時半からの開館でございますけど、その前に来ている、うちが把握している分は2人から5人の間かなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。私も確認させていただいたところ、大体多くて四、五人の子供たちが待っています。

その子供だけを残して仕事に行かざるを得ない保護者の方の心情、さらに何よりもその場に残される子供の心情を考えた場合、やはり要望をし続けるしかないと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

確かに子供たちの心情等も考えると、早くしたほうがいいかなというふうに思っております。ただ、先ほど議員もおっしゃいましたけど、学校の開始の時間に合わせたということで言われておりましたけど、放課後児童クラブにつきましても8時5分から10分、遅くとも15分までには、先ほど言われたとおり、指導員も来ておりまして、運用として8時15分からは施設も開いてはおります。それで、一応しばらくはそれで対応していきたいなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

課長もこれ御存じだと思いますけれども、佐賀県学童支援センターが発刊していますガイドブックです。これ全部の学童保育の利用状況が載っているわけですが、ちなみに神埼市から東部、佐賀県東部ですね、佐賀県東部ですと、8時半開館というのは基山町だけです。ちなみに神埼市8つありますけれども、その学童すべて夏休み期間中7時からになっています。ここまではお願いしませんが、子育て支援を充実させる上でも、ぜひ御検討いただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょう。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

学童保育に限らず、子育て支援という、これは大事な部分だと思います。保護者の方が働きやすいという意味もございましょうし、子供たちのためということもございます。日ごろ

からそういうことは考えております。しかし、7時からというようにところがあるというのは、申しわけございません、認識不足、私も知りませんでした。ただただ私が現状を見て、8時半からと、そして、15分前には来ていると、そこで三、四人か、その前にというような要望があるというようなこと、その辺のところを踏まえて、今後またやっぱり検討はしなければいけない問題かなとは思います。

しかしながら、現在のところ、とりあえずちょっとこれで、10分か、15分ぐらいでということやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もうぜひとも早目の検討をお願いしたいと思います。

最後に、町有財産でございますけれども、きのう、重松議員の答弁でお聞きしたところ、またもやプロジェクトチームが立ち上がっていると。ここ数年、検討委員会、プロジェクトチーム、ワーキンググループ、また、検討委員会、非常に職員に責任を投げているんじゃないかと思われるぐらい、こういうのが多いんですけれども、2回あったというふうにお聞きしています。ある程度の方向性を町長が指示されてのプロジェクトチームかなと思ったら、きのうの答弁でしたら、全くフリーで開催されていると。7月の臨時会では、総合福祉施設等を設置する目的というふうに言われていますけど、なぜフリー、ゼロベースなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

この問題につきましては、一応社会福祉的なことで使いたいという私の希望はどこかで言ったと思います。しかし、いろんな可能性を考えながら、若い職員の英知をもって、その方向性をひとつ探ろうやと、いろんな可能性を探っていきたいと、それによって、また、私どもも当然丸投げするわけじゃございませんし、私どももそれによって考えを持ちましょうし、また、町民の方を入れての検討会というようなこともやっぱりこれからやっていかなければいけない、その一番最初の原点でございますから、方向性を出すということで、特にこちらから余りこれとこれとこれに限ってとかなんとかということは出していないということで

す。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

では、例えば、このプロジェクトチームが定住化促進のために敷地すべてを売却し、住宅地として検討すると提言した場合、それを念頭に入れてやるということなんでしょうか。それとも、あくまでも話を聞いたと、報告ということなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

きのうの重松議員の御質問の中にもちょっとお答えしましたけれども、一応行政財産の保留分ということでしております。ただ、行政財産の処分につきましては、いろんな制約がございます。きのうも言いましたけれども、一応フリーに聞いて、例えば、どこどこに貸すとか、全部丸々貸すとか、役場の別館として丸々使うとか、先ほど言われましたように、売却するとかなくなってくると、いろんな制約がございます。例えば、それを売りますよとなった場合には、買って売の場合に公益企業法等の縛りがまた出てまいります。ですから、その辺を意見を聞いた上で、こういう縛りがあるからということも検討しなければならないと。ですから、意見は職員の意見、要するにあすを担うような職員の意見を聞いて、そして、最終的には町長が結論を出されると思いますけれども、そういうことがございますので、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

確かに慎重な議論が必要だと思いますけれども、もう僕個人的な考えとしては、下水道工事までされているわけですから、もう売却は考えられないと思っています。できたら、一番いいのは、恐らく準公的機関、社協とか、商工会というのが、あの中で活動するということじゃないかなと思います。

最後に、旧中央公民館跡地、旧役場跡地ですけれども、旧中央公民館跡地は、昨日の重松議員への答弁でもあったように、人口増対策としてということだったんですけど、例えば、

マンション建設などの腹案が既にあるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

腹案ということではありませんが、一つの方法としてそういう検討もいたしております。これにつきましては、例えば、ある程度、売却じゃなくて、無償で貸し付けをして、その分、安くつくっていただくとか、そういう公共施設をその分、中に設けてもらうとか、そういうことを含めて検討いたしております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

きのう重松議員は恐らく最終手段だと、条件つき売却というのは最終手段と言われましたけど、私はできるだけ早く、課長言われるように、定住、少子化対策として、条件つきで話し合いを進めていただきたいと。当然、マンションなどであれば、地域住民の理解も必要ですので、ぜひとも丁寧な議論を重ねていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

～午後0時1分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

こんにちは。8番議員の大山勝代です。前回までは1番でしたが、今回は大きな番号になりました。しかし、今回、再選させていただき、また、新たな気持ちで議員活動に邁進していくつもりでおります。当たり前のことですが、具体的には町民の暮らしの向上、安心して住みやすい町になるように、最大限行政に町民の声を届ける、これが使命だと思っています。そして、改善を求めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

さて、今回は循環バスの運行改善について質問します。

このことについては、これまでほかの議員の方も、私も、何回も改善に向けての質問をこれまでしてきました。何回も引き合いに出して恐縮ですが、昨年末、私たちが行った町民アンケートで、このことについては上位のベストテンの中に入っております。私はさきの選挙中、運行改善に向けて頑張りますと約束してきました。ですから、今回は循環バスについて集中して質問させていただきたいと思います。

委託先が昨年から変わりました。年間3,000千円以上もの削減ができたことは、改善の大きな点だと思います。しかし、そのことによって不便になった点もあるのではないのでしょうか。これからますます高齢化が進み、この循環バスの利用は高まってくると思います。今の現状よりもっと利用しやすいバスになるようにと質問と要望をしたいと思います。

さて、通告に従って質問いたします。

1、利用者の数についてです。過去5年間、年間利用者数を示してください。昨年、平成22年度、月別の利用者数はいかがですか。そして、この5年間の年間の比較でいいのですが、増減、あるいは横ばいの数が出ると思います。その理由をどう分析されていますか。

2番です。改めてお聞きしますが、この循環バスの運行が平成12年度から始まって、もう10年以上になっています。当初の運行目的、どういう方々が利用の対象、そして、それは現在、その目的は当初と同じでしょうか、変わっているでしょうか。

3番です。基山町は高齢化率が年々高くなっていると思います。交通弱者、買い物弱者と言われる人が確実にふえてきています。よく利用されている方にお話を聞きますと、どなたでも異口同音にといいいますか、本当に助かっている、ありがたいですよとされています。そして、でもねって、時刻を少し変えてもらえないかなあなどの幾つかの変更の希望も持っていていらっしゃいます。昨年3月15日付の広報で、変更のお知らせがありました。午後の便が使い勝手がよくなっています。これは担当課のまちづくり推進課だけで考えられたことでしょうか。それとも、利用者の要望で変更になったのでしょうか。今回、こういう手直しをしてほしいと言え、簡単にいいいますか、変更が可能なのかということもお聞きしたいと思います。

自宅の近くを循環バスが走っていても、高齢の方で一度も利用したことがないとおっしゃる方がまだ相当数いらっしゃいます。そのわけを把握されているのでしょうか。そして、その方の利用できるような解消といいいますか、利用増に向けた方策を考えていらっしゃいますか。

4番です。今、私が持ってきているのは、広報、昨年の4月15日付のものです。交通手段アンケートの結果が詳しく出ています。そのことについてお聞きします。

先日、ある方が、「でも、もう循環バスは廃止になるとでしょう」と言われました。私は、「いや、それはないでしょう」と言いましたけれども、なぜそういう声が出るのか、私は今不思議に思っています。アンケートの結果、今後、基山町の循環バス運行についてどういう方向性を持たれているのかお聞きしたいと思います。

小さな2番ですが、そのアンケートの結果を受けて、循環バス検討委員会の論議はどうだったのでしょうか。先ほど誤解されている方のことを言いましたけれども、町がこの循環バスの今後についてどういう方針を持っているのか、私もよくわかりませんし、町の方もわからないのではないのでしょうか。検討委員会からの意見を受けて、早急にはっきりと方向性を出してほしいと思います。検討委員会の開催の日程等を教えてください。

最後です。私は、以前から町民のニーズにこたえるためには、バスを今の1台はどうしても不便が多いので、2台にしてほしい、そして、利用できる日数をふやしてほしいと言ってきました。もし、2台になってもすぐ利用者が2倍になることはないと思いますが、もし、2台にふやしたときに利用者数がどの程度、何割方ふえると、そういうところまでの予測してくださいというのは無理かもしれませんが、予測できるでしょうか。

アンケートの結果でも、有料になっても利用したいと言われる方は相当数いらっしゃいます。もし、バスを2台にしたとき、無料のままでと、100円いただくと、それから、200円いただくと、町としての、今、1台の六百何十万円掛け2と、それと、利用者数が何割ふえるだろうということでの財政支出はどのようになるか試算をしていただきますでしょうか。

最後です。大きな2の項目ですけれども、私は3月議会の一般質問で、保育料の値下げ、段階区分の見直しをお願いしました。検討したいとの町長の前向きな答弁でしたが、その実現がもし3年先、4年先のこととなると、今、困っていらっしゃる方の救済はできません。一日も早い見直しを求めますが、時期を示すことができるでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番の循環バスの運行改善について。

(1)利用者数について。アの過去5年間の年間利用者数を示せということでございます。平成18年度が1万2,060人、平成19年度が1万2,695人、平成20年度1万2,215人、平成21年度1万1,372人、平成22年度1万2,494人の利用者数でございます。

イの平成22年度の月別利用者数を示せということです。4月が1,027人、5月が1,000人、6月が1,146人、7月が1,138人、8月が993人、9月が1,067人、10月が1,101人、11月が1,048人、12月949人、1月854人、2月が994人、3月が1,177人で、年間1万2,494人となっております。

それから、ウの利用者の増減、あるいは横ばいの主な理由は何かということです。現状としての循環バスの利用者数については、年度や月の場合も横ばいの状況です。主な理由として考えられますのは、利用者の方がある程度の固定化してあるからではないかと思われます。

(2)の基山町における循環バス運行事業目的を示せということです。児童や高齢者等の移動手段を確保するとともに、町民の公共施設等への利便性を図るためであります。

(3)利用者のニーズについて。ア、利用者の要望（時刻の変更など）に対して、早急に手直ししてほしいが、どうかということですけれども、町内の3路線を午前3便と午後3便で運行をしております。バスの時刻表にない午前8時からの便と午後2時からの便は、小松地区等の児童の送迎で運行しており、現状を考えれば、時刻の変更等については無理があるものと思います。ただし、昨年度より、各路線の役場出発時間前に役場と基山駅間の追加をいたしております。

イの町民の中で利用したくてもできないというわけは何かということですが、循環バスは決められた路線と時間で運行していますので、利用者の乗車地や降車地が自宅や目的地から遠い場合、利用したい時間帯に運行していない、行きたい方面に路線がないなどの理由によるものではないかと思われます。

ウ、それをどう解決しようとするつもりかということです。現在の運行路線につきましては、各地区の主要な箇所を結んだ路線となっており、運行本数も限られています。利用したい人すべての要望にこたえるのは困難ではないかと考えております。

(4)平成22年5月15日号広報に掲載されたアンケート結果の後、ア、まちづくり推進課ではどう今後の見通しを持ったかということです。アンケートの結果では、さまざまな意見や要望をいただいております。利用者から利用料を取って町の負担を減らすなどの意見が多く

ありました。また、児童の送迎が運行の中に組み込まれていますので、この件をどのように取り扱うかが課題と思っております。

イの基山町循環バス検討委員会での議論はどうだったかということですが、循環バスに関して検討委員会で協議する案件がなかったため、開催をいたしていません。

それから、ウの今後の検討委員会の進め方を示せということです。利用に関しての住民アンケートの結果を踏まえ、運行形態や利用促進等について検討をお願いしたいと思っております。

それから、(5)財政支出を含めた抜本改善ができないかということ。アで2台運行にしたときの利用者増の見通しはどうかということです。2台で運行すれば、利便性が向上することが考えられ、利用者はふえるものと思われます。

それから、イの無料と有料100円、200円のときの予算増はとなると試算できるかということです。昨年度の利用者数から見込めば、100円の場合は約1,160千円の収入になり、200円の場合は2,320千円の収入になります。

大きな2の保育料の値下げ、段階区分見直しについてということ。1の保育料の値下げ、段階区分見直し実施の時期を示せということでございますが、保育料の段階区分の見直しについては、今までの議会でも答弁しておりますように、平成23年度中において見直しを行い、平成24年度から実施する方向でただいま準備をいたしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。再質問の前に、済みません、私の通告書が5月15日の広報と書いていたんですよ。申しわけありませんが、これは4月15日です。

それでは、再質問させていただきます。

年間利用者数についてです。過去5年間の中で昨年度が一番利用者数が多いですね。基山タクシーに委託先が変わりましたが、それと何か関係がありますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

平成22年度の利用者数でありますけれども、1万2,494人の方の利用がっております。
平成21年度につきましては1万1,370人で、平成21年度のほうが少のうございますが、伸びとしては9.9%の伸びになっております。

平成21年度におきましては、社会情勢の中で新型インフルエンザの流行、それと、町におきましては、デマンドタクシーの試験運行を行っております。そういうような関係で平均的な1万2,000人台を平成21年度は下回ったものではないかと思われまいます。基山タクシーに委託先が変わった関係ではないと思っております。また、平成22年度が平年と比較して特段に伸んだということの意識はしておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

はい、わかりました。

皆さん御承知のように、バスは3路線があります。園部線が月曜日と木曜日、けやき台・宮浦線が火曜日と金曜日、小倉・長野線が水曜日と土曜日です。路線ごとの利用者数がわかりますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

平成22年度の実績でございますが、園部線が月曜日と木曜日に運行しておりまして、これ年間で3,074人、1日当たり平均で33人の利用です。けやき台・宮浦線、これが火曜日と金曜日の運行で5,119人、平均的に1日当たり52人。小倉・長野線が水曜日と土曜日の運行で3,476人で、1日当たり35人の利用となっております。今申しました中で路線別ではけやき台・宮浦線がほかの2本よりも多くなっている状況でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。

午前中9時、10時、11時、午後1時、2時、4時、時間ごとの数もわかりますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

これは毎月データをとっておりまして、一番最新の平成23年の5月の路線ごとの利用者数では、9時台が271人、10時台が204人、11時台が181人、午後の1時台が112人、2時台が106人、4時台が126人となっております。その結果を見てみますと、午後の便の利用よりも、午前の便の利用のほうが多いということはわかります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

私の家の前をバスが通りますから、私も見るがありますけれども、やっぱり午前9時が一番多いと思います。そして、後ろからタクシーがついてきていることもあります。そして、その3路線の中で、私の予想どおり、けやき台線が一番多いということがわかりましたが、例えば、けやき台線の9時台、これまで最高何人ぐらいの利用があったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

記録は残っておりません。1日当たりの時間帯の総人数はわかるんですが、最高何人乗ったかという記録はちょっと残っておりませんが、定員いっぱい運行されたということは聞いております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

タクシーがついてきていますが、あれが一番多いとき、タクシーは何台ついて回っていますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

一番多いときで2台でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

座席が、今走っているのは、8席が乗れます。西鉄バスのときは13人でした。これは8と13、5人もの違いがあるのですが、契約の初めからわかっていたことでしょうか。その13人乗りでも利用が多いときは、上に手すりがありましたから、何人かは立って目的地まで行っていらっしゃることがあったんですよね。今のバスは立つことができません。でも、以前の利用からすると、タクシーが2台ついてくる、8人足す、4人として8、16人、それ以上になったときはどうなるのですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

一応契約では定員13名としておるんですが、それ以上に、もう2台以上になったときには、ちょっと満席ということで乗車をお断りするしかないのかなと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、いろいろ時間、利用者数とか、聞きましたけれども、私の感想としては、何か利用を抑制されている、そういうふうに私は思います。

次の質問に行きます。

町民の方の循環バスに対するニーズといいますか、それはもう本当に高いと思います。利用者が横ばいで固定化しているとおっしゃいましたけれども、なれた方は本当に定期的に週2回は必ず乗ると言われる方がいらっしゃるんですよね。その方たちの便利だ、本当に助かっていると言われる方と、また、ほとんど乗ったことがないと言われる方、違いが随分あると思います。やはり抑制ではなくて、利用促進という立場にまずまちづくり推進課、町全体として立っていただきたいと思いますが、その点については町長どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

おっしゃいますように、抑制というような、そういうつもりはございませんけれども、現実そう、本当ごく一部だと思いますけれども、そうなっている部分があれば、それは本当に申しわけないことだというふうに思います。それよりもふやせというお考えなんでしょうけれども、その辺のところもまたちょっと、ああ、そうですかという、すぐに上げるのもいかがかなと。これは私の認識不足かも知れませんが、役場の前を出入りやっておりますのに、やっぱりかなり空きというか、ほとんど乗っていらっしゃらないときがあるなというような、そういう私の先入観的なものも、これはいいことじゃないと思いますけれども、ちょっとどこかにそういうのがございます。ただ、全般的に今申し上げたような数字でございますので、その辺はやっぱり考えなきゃいかんことかと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、町長がおっしゃったように、私もそう見かけます。だれも乗っていないくて、運転手さんだけが運転してあるという。これは空気を乗せて走っているということだそうです。吉野ヶ里町とか、上峰町、私、乗りに行きました。午後でしたのでね。二十何人の座席に私1人乗ったということもあります。ですから、空席を覚悟で、やはり抑制するのではなくて、促進していかなければいけないと思うんですよ。

平成19年度は1,269人ですよ。ごめんなさい。1万2,000人。1万3,000人に近づくという目標を立てていただいて、その利用促進のための努力がどんなことができると思われますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

利用促進についてでございますけれども、この5年間では平成19年度に1万2,695人とピークでございます。利用促進は十分に図らなければならないと思います。その中で、やっぱりその一環としては、デマンドタクシーとか、いろいろな社会実験をされたかと思います。

やっぱりせっかく循環バスを運行しておりますので、今後はより利用していただくためには、PRに努めなければならないと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

PR、時刻表のことについては少し後で質問します。

平成12年が始動ですね。そのときは福祉課の担当だったと思います。それがまちづくり推進課にかわった時期、それと、その理由、教えてください。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたように、平成12年から循環バスを運行しております。私もちょっと調べてみましたところ、平成12年当時、園部地区に西鉄バスが走っておりました。それで、西鉄バスの路線廃止が平成12年になされて、当時、交通政策関係の部署として企画課になっておりました。企画課で平成12年当時対応されております。その後、高齢者や児童の交通手段の確保ということで、福祉のほうで対応しております。福祉部の部署で対応しております。平成20年度から市内の組織機構の改革に伴いまして、交通施策全般がまちづくり推進課のほうに来ております。まちづくり推進課の事務となっております。その中で交通体系の一環として、循環バスもまちづくり推進課の事務の中に組み入れられたということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。そしたら、実施要綱がありますが、それは以前と今と、目的、1条ですが、同じですか、違いますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

循環バスの目的は、循環バス設置要綱の中に書いてありますけれども、高齢者や児童の交通手段の確保ということで、その目的は変わっておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

はい、ありがとうございます。児童ということで小松の子供たちの送迎があるわけですよね。循環バスというのに、私は違和感といいますか、以前から。でも、実際、循環ですから、それはいいのですけれども、重箱の隅をほじくるようですけれども、先ほども言いました小松方面への子供の送迎、それは循環ではないですよ。小松と学校ですからね。循環バスという言葉で何か路線の運行上、無理があるように思います。利用者にしてもね。例えば、基山駅周辺の病院に行きたい、買い物に行きたいと言われる方が、自分の家の近所から乗ります。そして、遠回りですもんね、その人たちにしてみたら。随分遠回りをして目的地に着いています。そして、利用されている方の話を聞いて、ああ、そうだと私も思ったんですけれども、朝は下りばかりやんて、昼からはまた逆に上りばかりやんねって。どうもそれがようなかもんねと言われるんですよ。一般的なコミュニティーバスにしたらどうかという考えはありませんか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されますように、基山町の場合は循環バスということで出発をしております。ほかの自治体によっては、今申されますように、コミュニティーバスとか、出発点が何かですね、目的が何かで違うのかなと思っております。本町の場合におきましては、先ほど申しますように、現時点では高齢者とか、児童の交通手段の確保ということで、町内の要所といいますか、そういうところを回っております。先ほど言われますように、児童の関係は直でしか動いておりませんので、循環にはふさわしくないと言え、それまでですけれども、高齢者等の利用から考えれば、町内の要所を回るということで循環バスでもいいのかなということでは今の段階では思っております。今後のあり方をどのようにするかで変わってくるんじゃないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

3路線ともこの質問をするに当たって何回か乗りました。40分ぐらいかかるのですが、こ

こういう考え方はないと思いますけれども、もう年寄りには時間持て余しとらすけんよかさいというね。そういうことはやっぱりこれっぽっちも思っただらいかんと思うんですよ。それなりにお話を聞くと、随分考えて一日の生活をしていらっしゃいます。30分でも早く目的地に着いたら、そのことで生活のリズムがまた違ってくると思います。

先ほどの話とつながりますけれども、利用者の要望です。10分おくらせてもらったらよかけどねと言われました。複数の方が。お店の前でおいて買い物をして、そして、次のバスに乗りたい。そのときに次のバスが来るまで20分しかないんですよ。この時刻表でいくと。ですから、慌てて買い物をして、慌ててバスがとまってくれるところまで走っていくと。もし、レジが何人か並んどったら、ああ、しまった間に合わんということだそうです。ですから、間に合わんようになったら1時間以上待つことになります。

例えば、ちょっと私が知恵を出して考えたのですが、10分でもよかとよねと、間があればねって、長くあればねっておっしゃってですね。午前の1便を、例えば、8時50分発、2便は10時のそのまま、3便を11時10分にすると、その方たちの要望は解消するんですよ。検討していただけないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

それに関連いたしましてですけれども、昨年、平成21年の12月から平成22年の1月にかけて、先ほどの全世帯のアンケートを行っております。そのときにアンケートとは別に、ちょうど時期を同じくしまして、利用者の方から、今、議員申されましたように、利便性の向上、ちょっとした時間の調整についての直接要望があっております。それを課内で協議しまして、先ほど言いますように、平成22年4月より一部時間の変更をしております。午後の便の最初に役場と基山駅の往復便を設けております。その関係で、今、申されましたことは発生したのではないかと思います。

さらに、そこら辺を充実させる、利用者のために利便を図るということであれば、もう少し役場内でも検討をし、そこら辺は循環バス検討委員会を開くことができれば、その中でこのような問題が起きているということテーマとして上げなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○ 8 番（大山勝代君）

無理ですねと言われるのかなと思っていましたけれども、ありがとうございます。

次の利用したくてもできないというわけについて、先ほど答弁していただきましたが、言われていない町民の声があると思います。先ほど私が示した4月15日の広報のアンケート結果です。問7です。利用方法がわからない、261人。割と多いですね、数としては。このアンケートは各戸に送られて、一番利用に近い方が書かれたわけではないと思うんですよね。家の若い方が書かれたとか、夫の方が書かれたとか。だから、一番利用をしたいと思われる高齢のおばあちゃんとかがもし書かれていないことが多いと思うんです。なのに、261人。多いなあとは思いました。私の知っている人でも、自宅の前を週2回何度もバスが通っています。そのときにお話を聞いたら、乗りたいかばってん、乗り方がわからんと言われました。そして、ちょっと遠くに病院なり行くときには、もうタクシーだそうです。だから、そのとき私が、家の前に出とったら、バスがとまってくれますよと、基山は本当に親切ですからって、一緒に乗ってみましょうかと言ったんですよね。そしたら、ちょっと心が動かれて、いや、それはもうよかよか、もう友達と一緒に乗ってみゅ、基山町の見物方々乗ってみゅという言い方をされました。だから、そういう人への意欲づけと、変な言い方ですが、そういうことをやはり促進のためには考えなければいけないと思います。

先ほどの要望、すべての方にとという前段はあるのですが、要望にこたえるのは困難。ばさっとですね。そういうことではなくて、方策はないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたように、利用方法がわからないという設問に対して261名の方が実際回答されております。中身は実際私たちもどのような中身はわかりませんが、そういう方がおられるということはこの数字で確かに出てきますので、ここら辺はやっぱりPRに努めるしか方法はないのかなということで思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○ 8 番（大山勝代君）

PRは必要ですけれども、その対象の方がそれを見て、うん、ああ、そんならわかったということになかなかならないんですよ、もう高齢の方は。ですから、私は何回か、その方と一緒に乗ったことがあります。その方が乗りおりされるとき、ああ、このステップは大変なんだとか、タラップといいますか、そういうことも見ながら。ですから、何かボランティアとか、そういう形できめ細かな一人一人への対応を今後考えていただけたらなと思っています。

次ですけれども、これは去年の4月15日付です。そして、先ほどのどう取り扱うかが課題だ。その課題が1年2カ月そのまま置かれているんですよ。これは乗り合いタクシーですか、あのとき、デマンド、あのときと一緒にアンケートをとられたので、そのことの報告とかもあったので、それだと思えますけれども、課題を解決するために、アクションといいますか、なかったのかなということを今思っています。町民にしてみたら、アンケートを出したのは、交通手段、もう少し使い勝手のいいものにしてほしいと思われるわけですから、アンケートを提出したわけですね、答えを出して。そしたら、その集約結果を知らせた上で、解決策、手だてがあっていいはずですが、その検討期間、課題がこの1年2カ月そのままだったのですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今言われましたように、1年2カ月の間といいますか、その当時、デマンドタクシーを試験運行いたしましたことと、それこそ委託業者が変わっております。そういうことを様子を見るということも一つのことで時期が今になっておるわけですが、考え方としては、やっぱり基山タクシーに変わって、運行の状況でどのような利用があるかを見る必要があったのではないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先ほどの課長のお話で、午後の便が役場から駅までが少し延長されたということは、本当に改善としてはよかったと思います。だから、そういう利用者の方が担当課に困っていることをおっしゃって、手直しを検討委員会にかけなくてできるということですよ。そしたら、

先ほどの私の時刻をずらしてほしいということも検討をよろしくお願いしたいと思います。

なお、検討委員会のことについてです。現在の活動状況を説明してください。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

検討委員会につきましては、町長が検討委員を委嘱するようになっておりますけれども、現在、委嘱はしておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、委嘱がなく活動が休止しているということでいいです。けども、先ほど検討すべき案件がなかったからということも言われましたけれども、委託先を変えたいとかということも、それは案件ではないのですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

委託先の問題につきましては、これまでが西鉄バスだけに委託をして、かなりの費用がかかっていたということで、当時、見積もりをとって、費用の面の効率化を図るために安かったほうといいますか、同じ見積もり内容で安かったところに契約したということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。それと同時に、アンケートをとって課題がわかった。そしたら、それを委員会で検討するということにはなっていないわけですね。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今おっしゃるとおり、直接検討委員会に諮ったということではございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

それでは、検討委員会を開催していただけますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今までもいろんな意見、そういうのを言っております。一つは、循環バスが高齢者の方と学童と２つの内容を持っております。やはりそこら辺で学童の送迎のこともありますので、そこら辺をどのように持っていくかということも循環バスのあり方の一つだと思います。ですから、そこら辺は検討委員会を開催して、どのような形で持っていくかということは委員さんからいろいろ意見を聞きながら進めていかなくてはならないと思いますので、私は個人的には開催はしたいと思っております。個人的という言葉はちょっとふさわしくありませんけれども、開催して、皆さんの意に沿うような運行状況に持っていくべきだと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

割と手続は面倒だろうということはわかります。予算措置をして委嘱状を出して開催ということに多分なと思いますが、今年度中、早い時期に開催ができますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

最短で９月予算にお願いするということになると思います。（「はっ、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）最短で９月補正予算にお願いすることになると思います。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

やはりこのバス検討委員会というのは、方針の変更なり、全面、大幅な改変というような事項があれば当然開催するということでございましょう。それで、ただ運営上ということであれば、庁舎内でそれは検討してやっていけるというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

なるべく早い時期に開催していただいて、町民の方の要望に沿うような改善をお願いしたいと思いますが、ここに規則が、検討委員会設置に関する規則です。6人の方の名前がありますが、婦人会がないので、多分5人になると思いますが、ここでは区長、老人クラブ、民生委員、商工会、社協の代表者ということですが、私の要望は、日ごろよく利用していられる常連の方に、この公募の形でなり委員になっていただいて、その方が一番その方たちの周りの声が一番要望として強いと思います。ですから、ぜひそういう公募の形で代表者を出していただきたいと思いますが、そのことについてはどうでしょう。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

委員会の関係でございすけれども、昨年的一般質問の中でこの婦人会の組織がないということであちのほうで失念しておりましたので、今年3月31日、規則第8号で委員の定数は変えずに、条文の改正を行っております。内容につきましては、区長が2人、老人クラブ、民生児童委員、商工会、社協の代表者の6人ということで、定数は変えずに改正をいたしております。

ですから、今申されました利用者の代表ということで申されましたけれども、利用者の代表の方については、この委員になることはできませんので、何らかの形でこれは声は聞きたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

よろしくお願いします。

アンケート全般に関してです。最後の問15で、ここに書いてあるのは、現在、循環バスの

委託料は年間約10,000千円かかっています。バス車両の更新が必要な時期を迎えており、さらに委託料はふえる予定です。今後の基山町の公共交通の整備をどのようにお考えですかという設問で、7項目ありますが、ちょっとこれは乱暴な書き方だよねって、後で改めて思いました。でも、それは時期的には仕方ないところがあったはずですよ。九百何十万円か西鉄バスがかかっている、そのときのアンケートのとり方ですから。けども、結果的には6,170千円ということに、とても引き下げられています。このことと、先ほど私が初めに言った、循環バスは廃止になるとでしょうということと、何か関連があるように思います。どうせねって、町に言うたっちゃ、乗りにくかやんねというのが、そのままあきらめにつながっていく。そんな金がかかるとなれば、もうやっぱり個人負担よ、タクシーよねというのが、町の人の少なからずの声なんですね。でも、公共交通として、よそが基山がした後にやっぱり必要だということであっちこっち立ち上げられていますから、この10,000千円かかるというのが、今も町の人には予算書を見たりするわけではありませんで、訂正が何かできませんか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

アンケートの結果では、そのように10,000千円ぐらいかかるということを広報で公表しております。今言われますように、アンケートを行ったのが平成21年の12月から平成22年の1月にかけてでございます。そのときは西鉄バスに委託をしておったわけですが、アンケートの中身を書いておりますように、当時は約10,000千円近くかかっていたということでございますが、それを町民の皆さんにアンケートの結果を集約して公表できたのが、平成22年の4月15日の広報でございます。ですから、やっぱり中身を改ざんして、言葉は悪いですが、改ざんして公表するというのはふさわしくないと思ひまして、そのまま公表、設問の内容と回答者数の状況を公表しているわけですが、アンケートの調査時の形でそのままの形で設問のとおり、今も西鉄バスが変わらなかつたら、やっぱり委託料はふえておったのではないかという推測はされると思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

町の人の感覚で10,000千円と6,000千円ちょっとという大きな違いがありますので、ここはPRの中でも、できれば出していただきたいと思います。

基山町の時刻表です。増便になった後の1枚です。裏時刻表を見ても、自分がどこで乗ったらいいのかわかりません。常連の方はわかられると思います。

一昨年、視察に行かせてもらった奈良県の大淀町、人口はあんまり変わりません。16ページです。吉野ヶ里町広報にこういう形で載って、外して見えるところに御利用くださいと書いてあります。一番初めに私が言った抑制と促進との違いが、ここに如実にあらわれていると思います。時刻表のもっと丁寧なわかりやすい形にするという担当課のお考えがありますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

時刻表におきましては、基山町3路線のすべて1枚の紙で記載しておる関係で、なかなか字がちいさうございます。だから、利用される方は高齢者の方が多いんじゃないかと思うので、そこら辺は路線ごとに1枚にするのか、そこら辺は十分検討して、皆さんの利用しやすいような形はとらなくてはならないと思います。

それと、路線図につきましては、基山町の主要な路線をずっと何本でも書いて、その中に3路線のそれぞれの運行路線を書いておりますが、もう少しわかりやすく、よその事例を見ますと、わかりやすい、簡素化された路線図みたいですので、そのほうがわかりよければ、その見直しが必要ではないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

よろしく検討してください。

最後ですけれども、私の通告の書き方がまずかったのですが、回答してほしかったのは、抜本的に2台運行するとしての予算増はどうなりますかというのを聞きたかったのです。6,200千円として2台で12,400千円。しかし、今、1万二千何百人の利用が、2台になると、2倍にはならないにしても、何割増しかの利用になりますよね。そうすると、それが無料だったら12,400千円だけでも、有料にしたときの100円と200円とではどうなりますかというの

を聞きたかったのですが、試算ができますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

2台で運行することを前提とした試算でございますけれども、アンケートの中で設問の8に、回答者総数が2,465名おられます、その中で100円までだったらということがいいですよという方が1,274名、これは約50%になります。それと、200円までが321名、これは15%ぐらいになります。それで試算しましたところ、100円の料金を取るとなると、50%の利用者増という、単純計算でございますけれども、運賃収入を差し引くと10,590千円。200円の場合、15%の利用者増で見込みますと、9,660千円の実質の町の負担になることが考えられます。あくまでもこれは予測ですので、見込みだけ、予測ですので、的確な数字ではないということを御了承をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

最後ですが、基山町は子育て支援策はよく考えられていますとおっしゃいますけれども、私たち年寄りのことは何もしてくれんという声を今度何回か聞きました。ますます高齢化が高くなりますが、多くの人がバスを利用して町に出かけていく、そして、活気ある基山町にしていく、まちづくり全体として考えたときに、やはり決断をしていただきたいのですが、2台運行になりませんか、町長。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

その前に、高齢者の方が私どものためには何もしてくれんと、どの程度そうおっしゃっているのか私もわかりませんが、決してそうでもない。私どもはやっぱりそれなりの高齢者の方にも敬意を表して、それなりのことはやっておるという気持ちは持っております。それだけちょっと言っておきたいと思います。

それから、単純に2台にしたとき、本当にどうなのかというようなこと。これはやっぱりいろいろな面から検討していかなきゃいかん問題だろうと。タクシー会社にもう1台ふやし

てくれと言って、ああ、そうですかと言って、本当にそれに乗ってくるのかどうか。この辺もやっぱりちょっと心配、この六百幾らかで請け合って、しまったと思っているかも知りませんが、その辺のところはわかりません。私も聞いたことじゃございませんから。この辺はやっぱり確かめるということも必要でしょうし、それから、本当にさっき試算ということで申し上げましたけれども、どのくらいの増が見込めるのか、じゃ、もう100円払うぐらいなら、もう乗らんばいという人もおられるかも知りませんし、いろんな角度からやっぱり見ていかなきゃいかんというふうに思いますので、それは担当課ともまた話していきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

担当課と話して、ゴー、それじゃ、行こうかということになってほしいと思います。

最後の保育料の値下げ、段階区分見直しのことです。

町長の回答によりますと、24年度から実施したいということで、本当にありがたいと思っています。

1つお聞きしますが、3月議会のときに資料としていただいた国の基準と、それから、近辺の鳥栖、みやき、上峰の比較表の中で、3月議会ではちょっと私は見切らなかったのですが、基山町だけが乳児の区分があるんですよね。そして、やはり割高です。この乳児の区分を基山町がしたという経過、何か理由があるのですか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

お尋ねの乳児、1、2歳児の区分をしたものは、基山町の保育料の徴収に関する条例規則の基準表がそういうふうに4段階に基山町は区分をしております。これは厚生省令の児童福祉施設の最低基準の第33条の中に、保育所の保育士の配置の人数が規定をされております。それによりますと、乳児につきましてはおおむね3人に1人以上の保育士を配置すると、1、2歳児は乳児おおむね6人につき1人以上の保育士を、3歳児はおおむね20人に1人以上の保育士を、4歳以上は幼児おおむね30人に1人以上の保育士を置くことというふうに規定がされております。そのため乳児と1、2歳児は、この基準によりまして、保育士の配置をす

る場合により多くの人件費もかかるということで、本町におきましては、この保育料の徴収基準を分けているというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

本当に手がかかるというのはわかりますけれども、親は乳児を預けたくて預けるということではないのに、やはり乳児ということで割高になるというのは経済的に大変だと思うし、先ほども言いましたけれども、国も、鳥栖市も、みやき町も、上峰町も、乳児ということでの区分していないのですから、今度、見直しをされるとき、乳児の項目を外していただけませんか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

もちろん議員のほうにも資料を差し上げておりますけど、鳥栖市とか、みやき町、ほかの近隣市町のその区分の仕方等も参考にしながら、どういうふうがいいかということで総合的に判断した上で、最終的には町長が決定されるものというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

済みません。町長、その乳児について。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

ほかにはないということでございます。しかしながら、先ほど課長が申し上げたようなことで、かなりやっぱり手も要するというようなことで基山町は設けておるということでございます。その部分だけとれば、よそと比較して、余計いただくというようなことになりましようけれども、全般的にこれを見直すと、今まではやはりもっともっとほかの部分で余計いただいた部分と、これは法に反してじゃなくて、階層をそういう区分でやっと思ったとい

うようなことで、結果的にはそうなったということでございます。乳幼児だけをよそよりも余計もらうということは、ちょっといかがかなとは思いますが、全体的なバランスも考えて、また、考えていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

預けてあるお母さん方に話を聞きますと、小さい子を預けるとが基山町は厳しかとやんねと言われている。それを本当に改善していただきたいと思います。そして、3月議会ではかの議員もこのことについて質問をされていまして、3月議会まとめて、またこういう形で言っていますけれども、要望を申し述べたいと思います。

そのことの検討の回答も今欲しいと思いますが、鳥栖市のように、区分を3つか、4つに再区分していただけるのですよね。所得に応じてですね。していただきたいと思いますということが1つ。

もう1つは、基山町が安いという区分のところもあるんですよ。鳥栖市よりも。で、今度検討をされて、見直しをされるとき、鳥栖市並みに、いや、基山町が今500円安かったけんね、それば千円までに上げようって言わないでください。（発言する者あり）

もう1つです。先進地といいますか、子育て支援の本当にきめ細かく施策をしてあるところでは、共働きで割と所得が高い、高額所得に入る、けども、預けて、本当に大変な生活をされている、その方たちが乳児を預けるために、1カ月60千円も70千円も出してあるんですね。それを幾つかのまちでは、もう引き下げて、ここ頭打ちといいますか、40千円以上はもうしないという、そういう条例をつくってあるところがあります。そのことも検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

全国いろんなケースがあろうかと思います。もう保育料を全然取らないというような町村もないじゃないと。それも私も存じております。そういうことを、だから、うちがすることじゃございませんけれども、そういうことも頭に入れながら、ゼロ歳児も、また、そのほかの階層区分も考えていきたいと、トータル的に検討していきたいということだけ申し

上げて、きょう、どうこうというようなことはまだちょっと控えさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。検討をよろしくお願いします。若いお母さん方と何人か今回の選挙期間中、話をする機会がありました。乳幼児医療費6年生まで、それから、入院については中学3年生まで、もうすべて知っていらっしやいました。本当によかったとおっしゃいます。今、本当に町長が子育て支援のために努力をされていることに敬意を表して、高齢者施策も充実させていただきますよう、最後にありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、林博文議員の一般質問を行います。林博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の林博文でございます。ちょっとここ一、二カ月、体調が悪く、声に力が入らないと思いますが、御辛抱願いたいと思います。また、午後の時間帯で大変お疲れさまでございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項の3項目について、1の道路行政についてから順次質問をさせていただきます。

質問要旨1の(1)の旧鳥栖筑紫野有料道路ですが、これは現在県道17号線と言われますが、平成19年5月9日より通行無料になり開放されております。その後の基山町内の道路区域の計画はということで、基山町内の区域につきましては、皆さん方も御承知のように、鳥栖市の境の三ヶ敷の上のほうから、北のほうは県境の旧料金徴収所跡地までの区域かと思います。そのところで、アの県境の料金跡地及び建物とその周辺の計画はどうなっていますかということで、この件についてはいろんな農産物直売所等の話もあっておったわけですが、無料化になっても4年が経過してそのままになっておるわけですので、その辺についての進捗状況

なり、また県と町の話し合い等ができていれば、御答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思っています。

イの道路沿線の経済効果を高めるために、県道17号線より乗り入れ口をつくり、企業誘致とかサービス業出店、また外食産業などの出店とか、新設はできるのですかということで、基山、原田管内、そういうところだけがなかなか乗り入れ口ができなくて、鳥栖市なり二日市の方面はいろんな企業なり外食産業、またサービス業、ガソリンスタンド等も相当できておりますが、この辺についてももうそろそろやはり沿線沿いの経済効果を高めるためにも町も考えていいはずと思いますが、その辺についての協議です。

それから、ウは（イ）の開発ができるとなると、どのような手続及び申請が必要ですかということで、確かに乗り入れ口が必要であるとか、あるいは信号機の設置とか、そういうふうなまた開発行為とか、除外申請とかあるんじゃないかと思います。特にここの道路沿い、沿線については、市街化調整区域とかありますので、その辺の除外申請の申請なども必要じゃないかというふうに思いますが、その点についてももう少し基山町も積極的に勉強をされて、そういうふうな開発にも取り組んでもらったらというところでございます。

次のエについては、県道17号線沿い、料金所跡地周辺より高速道路基山パーキングエリアへ、また国道3号線、アマンディ前へ新設道路を計画して、高速基山パーキングエリアより乗り入れ口——これはスマートインターチェンジが太宰府とか、それから福岡の合い中に須恵というところがありますが、これは去年おとしも、私はこのスマートインターチェンジのE T Cの専用の基山パーキングエリアからの乗り入れ関係については一般質問をしたことがありますので、資料等も町のほうにも国会議員の先生からいただいて差し上げていると思います。

それと関連して、早急にやっぱり計画をしていただいて、今道路計画があります括弧書きで上げておりますけやき台の中央道路の延長道路も含めて早急にスマートインターチェンジ、やっぱり佐賀県の玄関口としての基山町のE T Cの専用を早く取りつけ道路でも計画していただきたいということでございます。

それから、オの（エ）の地域開発ですが、これは（仮称）長崎街道物語開発プロジェクト地権者説明会が、これも4年近くなるわけですが、地権者は約64名です。19年の10月に6区の公民館で実施されております。開発関係者がその後、役場にも何回となくあいさつに来られたり、出向かれて協議をなされておりますが、基山町としてももう少しこの計画に、国とか

県とかいろんな要望書も出てあるし、窓口も当時ははっきりされていなかったわけですが、今は企画課のほうでしていただいておりますが、補助金等の協力要請の協議はどうなっているのですかということで、そしたらまた窓口がどの課が当たっておられるかということでございます。

カの該当地区の開発事業につきましては、町長との会談なり、また要望書の提出がなされていますが、どのような内容のものでしたかということでございます。多分、市街化区域の編入とか、あるいはいろんな地権者の同意書も差し上げて、仮同意書も見ていただいておりますものと思いますので、その辺についてわかれば説明をお願いしたいと。

次のキについては、基山町では現在、都市計画道路としていろんな鳥栖市との都市計画があるわけですが、まだまだその後、一つも都市計画道路としての整備が進んでおらないようですけれども、今現在、計画についてはどの地域の計画があるのか。また、ましてここ二、三年、問題になっております町内全体の道路計画及び拡幅工事を含めて説明をしていただきたい。特に白坂・久保田線、また神の浦のたんぽぽ保育園から横の道路の計画とか、あるいは城戸1号線の件、そういうのも含めたところで、これは2回目以降でもいいですが、説明をお願いしたい。

質問事項1については以上ですが、次の質問事項2の東日本大震災についてであります、これは同僚議員2人のほうからもあっておったようですが、去る3月11日発生した東日本大震災により亡くなられた多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

この大震災は地震と津波、さらには東京電力、福島第一原子力発電所の事故によりまして、東日本の太平洋側を中心とした広範囲の地域にわたって過去に類を見ない被害を引き起こしたわけでございます。この震災で死者が1万5,000人を超えております。また、戦後最悪の災害となった東日本大震災は今月の6月11日で発生から3カ月が経過しておりますが、完成した仮設住宅は、必要戸数の半分に過ぎず、また生活支援やその不安などから入居率も4割にとまっているとも言われております。

また、3カ月を過ぎた今も行方不明者が8,000人以上と、また9万人がまだ避難所で暮らされてあるということのようですが、そこでこの震災への基山町の支援についてであります。質問事項1の(1)アですが、東日本大震災の被害地への支援は、基山町よりどのような支援が行われてきたのですかということで、義援金なり物資の供給、支援人員の派遣など、5月

までの取りまとめについて状況をお知らせください。

イの今後まだまだ相当な被害でありましたので、基山町としても6月以降もどのような支援事業を計画されているか。特に被災者の移住受け入れ計画などであります。二、三日前の新聞にも載っておったようですが、佐賀県でも相当数の世帯数、人員も被災者の方が来てあるようですので、その受け入れ体制、そういうのもわかればお聞かせ願いたい。

次に、2の(2)ですが、東日本大震災の復興支援として、佐賀県と20市町村が本年度発行する義援金付きプレミアム商品券についてであります。アの今回発行予定の義援金付きプレミアム商品券の概要はということで、これはわかる範囲内でひとつ県と町の補助金とか、基山町の商工会、そういうものの協議もなされておるかと思いますが、説明をお願いしたい。

イの商品券の発行に伴い、県と市町村が助成する金額は幾らかということでございます。

また、ウの基山町では義援金付き商品券事業の予算の金額は、また基山町へ県からの割り当て枚数はどれくらい発売をされる予定で割り当てがくるのか、そういうのがわかれば教えていただきたい。

また、この義援金につきましては、県が提案された事業でありますので、義援金付き商品券は県内どこのお店でも買い物ができるものか、その商品券についての内容をお知らせいただければというふうに思います。

次に、質問事項の3の子ども手当の支給についてであります。子ども手当の支給については国の財源の確保から二転三転してやっと3月31日にもつなぎ法案が通ったわけですが、子ども手当については民主党の目玉政策の1つであって、次世代の社会を担う子供一人一人の成長を社会全体で応援する理念で始まった制度であります。昨年に創設されて、子ども手当が支給されておりますが、その子ども手当についての質問ですが、(1)の子ども手当の平成22年度の町での支給内容とは、実施された実績はということです。

それと、イの平成22年度の支給に対して問題点はなかったのですかということで、支給対象者の調査、申請事務手続などです。それから、ウの子ども手当からよその市町村はいろいろな学校関係にまつわる現在の未納金なんかの回収はなされておりますが、基山町の場合、子ども手当から給食費、保育料などの未払いの回収は実施されたのですかということでございます。

(2)の平成23年度の支給はどうなっているんですかということで、確かに23年度の3月31日、本当にぎりぎりのところでつなぎ法案で子ども手当が成立したわけですが、また今後の

支給に対しての見通しはということで、括弧のところで、支給予定対象者数及び町の支払い予定総額、また国、県、町の負担財源内訳はどうかということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、3項目の質問事項について第1回目の質問を終わります。御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

林博文議員の御質問にお答えいたします。

まず、道路行政についてということでございます。(1)旧鳥栖筑紫野有料道路が無料になったと。その後の基山町内の道路区域の計画ということで、ア．料金所跡地及び建物とその周辺の計画はどうなっておるかということですが、現在は特にありません。計画する場合、料金所等の跡地については、佐賀県の所有のため、まずは県との協議が必要になるということでございます。

イの17号線への乗り入れ口をつくって、企業誘致とかサービス業とか、それから外食産業の出店、新設はできるのですかということですが、イとウは開発ができるとなると、どのような手続及び申請が必要かということでございますけれども、イとウは関連しておるので、あわせて回答いたします。

県道17号線沿線は、市街化調整区域であり、開発が抑制される地域であります。しかし、開発行為による許可を取得できれば道路管理者である佐賀県との協議により申請手続が必要となると考えられます。具体的にどのような乗り入れをするかなど、佐賀県との協議により手続をしていかなければならないと思われま。

エの高速道路基山パーキングエリアから国道3号線への新設道路、あるいはスマートインター、あるいはETC専用道路を早急に計画してはどうかということでございますが、本町独自で県道17号線や国道3号線に接続する新設道路を計画する予定は現在ございません。

それから、オの長崎街道物語開発プロジェクトでございますが、この計画に国・県等への計画、また補助金等の協力要請の協議はどうなったかと、窓口はどの課が当たっておるかということでございます。平成21年4月に佐賀県と基山町で開発に関しての協議を行っております。内容につきましては、地区計画による市街化区域への編入、土地区画整理事業を組合施行する場合のことなので、事業手法や費用負担についてでございます。その中で地区計

画につきましては、実際に事業完了後、進出する企業に対しての具体的内容が必要なことなどを県より指導がっております。最近、事業の進捗状況について業者のほうから説明を受けていないため、協力できる部分が何か、町の役割がどのようなものかがよくわかっておりません。

それから総合的な窓口は企画政策課ですが、都市計画等の個別な内容になると、まちづくり推進課などが一緒に対応することになると思います。

カの当該地区の開発事業について、町長との会談及び要望書の提出がなされておるが、どのようなものかということでございますが、平成20年10月15日に基山町第6区開発事業世話人からの要望書提出とあわせて会談を行っています。

まず、会談の内容としては、ETCなどの公共施設は地権者の負担が生じないようにと、計画に対する町の支援をお願いしたいと、筑紫野市との協力も必要との内容などが要望されております。これに対して、町としては今回は区画整理事業で行われるので、よく理解していただきたいと。国や県のどのような補助があるか、これは調査し、補助がとれるような努力はしたいと発言をいたしております。

また、要望書の内容は、地区計画による市街化区域編入、基山パーキングにスマートインターの設置、計画区域内道路の県道久留米基山筑紫野線との平面交差、それから国道3号線からの跨線橋による接続、それと基山町の協力ということになっております。

きの基山町では都市計画道路としてはどのような地区があるのかということです。現在、都市計画道路としての街路整備計画はございませんが、3路線については整備が完了していないということでございます。

2の東日本大震災の支援ということ、(1)アの基山町よりどのような支援が行われてきたかという5月までの取りまとめの状況はということでございます。

義援金といたしましては、5月31日現在で10,030,716円、支援物資につきましては4月8日で終了いたしておりますが、最終終了は延べ426名の方から毛布752枚、おむつ560枚、タオル263枚、衣類577枚、シーツ17枚、マスク105枚などとなっております。

それと、人的支援としまして、佐賀県被災地派遣隊の一委員として3名、組合団体からの派遣で1名、佐賀県支援本部のほうに1名を派遣しております。

イの6月以降もどのような支援を計画するのかということでございますが、今後も佐賀県被災地派遣隊の一員として支援を続けていきたいと考えております。

それから、(2)復興支援として、20市町が本年度発行する義援金付きプレミアム商品券についてということで、アの義援金プレミアム商品券の概要ということでございます。東日本大震災の復興支援と、県内消費の喚起をうながす佐賀県が主体の事業でございます。商工会等が行うプレミアム商品券11千円分を消費者からの義援金として100円をつけて10,100円で販売し、県と町がプレミアム部分1千円を負担することになります。そして、事業者は売り上げの中から義援金として100円寄附をする仕組みとなっております。その結果、消費者と事業者が各100円を負担し、200円の義援金を出す仕組みでございます。

イの商品券の発行に伴い、県と市町が助成する金額は、でございますけれども、商品券発行の事務費は全額県負担で、プレミアム部分は半分ずつ県と町が負担することになります。助成金額は県の予算額、商工会の発行額によって変動しますので、現時点では不明だということです。

それから、ウの基山町での予算の金額、それから基山町へ県からの割り当て枚数はどんなもんかということでございますが、現時点でははっきり把握はできておりません。

それから、エの商品券は県内どの店でも買い物ができる商品券かということですが、佐賀県では一定割合を県全体で利用できる商品券を考えているようですが、その割合は現在検討中なので、わかっておりません。

大きな3の子ども手当の支給についてでございます。

(1)アの平成22年度の町での支給内容と実績ということでございます。平成22年度の子供手当の支給内容はゼロ歳から中学校終了までの子供に1人につき月額13千円を、子供を養育する父母等に支給をしております。

また、子ども手当の支給実績は、支給対象となった子供が延べ2万1,663人、支給した子ども手当の額が281,619千円となっております。

イの支給に対して問題点はなかったかということでございますが、平成22年度における子ども手当の受給対象者の把握や申請事務等において特に問題はありませんでした。

ウの子ども手当から給食費、保育料の未払いの回収は実施したかということです。給食費や保育料等の未払い分の収納については、直接子ども手当を差し押さえての徴収はできませんので、保育料等の未払いがある方につきましては、個別に納付相談を行い、子ども手当の受領後に納付をお願いしたケースはございます。

(2)の平成23年度の支給はどうなっておるか。今後の支給に対しての見通し、予定対象

者及び町の支給予定総額、国、県、町の負担財源内訳ということです。平成23年度の子ども手当につきましては、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律が平成23年3月31日に成立し、4月1日付で施行されました。これによりまして、子ども手当が平成23年4月分から9月分までの6カ月間延長されることとなりました。

このため、法に基づき、平成23年度に支給が決定しております9月分までの子ども手当の支給予定対象者数は延べ1万7,079人で、支給予定額は222,027千円となります。このうち国庫負担金が176,098千円、県負担金が22,959千円、町負担分が22,970千円となります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目以降については一問一答方式のほうで進めさせていただきます。

1の旧鳥栖筑紫野有料道路が19年5月9日から無料化になりまして、4年過ぎたわけですが、先ほども言いましたように、その間、佐賀県が保有しております県境のところの料金所の跡地、事務所、倉庫、そしてトイレ等があるわけですが、基山町はこの施設をやっぱり再利用して何かの形で佐賀県の玄関口として利用する計画をなぜされないのかなというふうに思うわけですが、要は、町長は町長になられるときにマニフェストとして、基山町は単なる通過点の交通の要所であるが何か利用していきたいと、通過点の道路だけじゃだめだと。やっぱり活性化をつくっていきたいというふうなことになるれば、そういうところもやっぱり早目早目に検討して協議をされて、佐賀県の玄関口として開発のめどを立てるべきと思いますが、基山町の町長としてのマニフェストのこの考えについてはどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

私も無料化になって、当初何か利活用できないかということで、実は農産物販売所、物産販売所はどうかというようなことを農業者にもお話をしまして、検討をしておったんですけども、やはり農業者の方もあそこはちょっとどうかなというようなことの難色を示されて、結局だめになりました。何か販売所というようなことも思うわけですけども、私もコンビ

ニ業者あたりの人とも面識ございまして、話を聞いておりますと、当初はあそこに、あるコンビニをというような開発部の人が考えておったけれども、どうもあそこはやはり物売るのはちょうど坂の頂上と、そしてスピードが乗ったところで、あのスペースでなかなか販売は難しいというようなことで手を引かれたという経緯も聞いております。

そういうことからして、ちょっと活用できなく、ぐずぐずしておるというような状況でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

一応4年が経過して、そのまま建物も、そしてやっぱり皆さん方も金曜日の夜なんかは県道17号線については暴走族関係も相当やかましくバイク等も通っておりますが、そういうふうなたまり場とか、そういうのになるおそれがありますが、県との協議が必要ですよということで、これはもう全然県のほうとは建物の一角、あそこは約4反、4,000平米あるわけですが、それに建物、トイレも上り下りあって、また下り線については立派な事務所、また倉庫もあるわけですが、そういうふうな利用については担当課としては県の協議には何ら基山町のほうに譲っていただきたいとか、払い下げをしていただきたいとか、そういうふうな要望はされていないわけですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それについては、町長も今申されましたが、いろんな計画もございまして、県とは協議をいたしております。その時点で県は譲渡について、貸し付けについても基山町には行わないという返事をいただいておりますので、それから先は県の所有でございますので、とにかくやっぱり県のほうの考え方ということになると思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことであれば、私はよければ場合によっては早く崩していただきたい。立派な建物ですけども、さっき言いましたように、やはり暴走族のたまり場とかそういうようなこ

とになりますと、かぎはかけてありますけど、どうしてもそういうようなのに利用されたりするおそれがあるし、不審者とかいろんな事故等もあるんじゃないかと思います。4年にもなる今、そのままにしておくということも、私は問題じゃないかと思うので、その件については何ら考えていただきたいというふうに思うところでございます。

次のイについては、さっきもちょっと言いましたように、南のほうは三ヶ敷の上の鳥栖との境から北は県境のところまで、確かに高架線の中の県道17号線ですが、やはりこれを利用した、特にプレミアムアウトレットとか、鳥栖市また筑紫野市は平面で信号機なんかもつけてあるし、いろんな面で外食産業とかサービス業とかしてあるわけですが、もう少し県のほうにも、県道ですから働きをかけて、信号機なり乗り入れ口、そういうようなのが規制が和らげるような形の交渉ができないものか。

この件については、もし開発をするとすれば、乗り入れ口関係の、今、宮浦とか城戸とか園部とかあるわけですが、そういうようなところから直接されるためにはどういうふうな条件がありますかね。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

県道17号線の乗り入れ関係でございますけれども、県の鳥栖土木事務所が道路管理しておりますが、問い合わせをしましたところ、佐賀県道路課長通知ということで、県道17号線の乗り入れにつきましては加速車線を130メートル、減速車線を75メートル設けなさいという基準があるということでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かにこの17号線、スピードが出ておる関係で、宮浦、城戸、園部関係は信号機がないためにスピードが出て危ないということで乗り入れ口の関係の側道、それがやっぱり今言われました170メートルぐらい要するというようなことで規制があるようですが、途中で信号機をつけるということはできるわけですか。それもちょうと開発の関係の問い合わせがあつておつた関係もありまして、信号機はつけられないわけですか、その辺について。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

あくまでも考え方としては、本線への乗り入れの関係でございますので、本線の乗り入れについては信号機の設置は県のほうは考えていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

当初も言いましたように、鳥栖市のほうはあれだけやっぱり県道17号線、また筑紫野市のほうは外食産業なり、またサービス業、特にガソリンスタンドとか自動車販売業、そういうのがされておるわけですが、要は調整区域ですから開発行為が市街化区域に編入されて、今も多分あると思いますが、5ヘクタール以上の開発許可があれば申請は今も都市計画法ではおけるわけですか。開発関係については……。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今おっしゃるところにつきましては、調整区域でございますので、調整区域を市街化区域に編入するためには地区計画を立てて市街化区域への編入が必要となってくるということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

面積には規制はありませんか。例えば、前は都市計画法では5町以上の場合は申請をすればそのまま通っておったし、国道沿いの50メートル範囲内であればサービス業は建物がよかったとか、そういう規制がありました。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

申しわけございませんけど、その件はちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

じゃ、次に移ります。

エの県道17号より周辺に高速の基山パーキングエリアがあるわけですが、この件については次のオの長崎街道物語開発プロジェクトチームというのが都市計画機構のセンターから、やはりいろんな建設業者なりが6区の公民館に何回となく説明なんかも来てあるわけですが、要は基山町独自で、特にここに書いておりますけやき台中央道路の延長道路も含めて早くスマートインターの取り付け道路関係の計画をされるべきじゃないかというふうに思っているところです。

佐賀県の玄関口として、また一番は去年の8月でしたか、西日本一の高速パーキングエリアで、今は260台からの駐車場、そして上下10万台から1日に通行があつておる基山のパーキングエリアです。そして、基山町の利便性を考えれば、この一日も早く、けやき台の中央道路の延長道路関係も含めて、基山パーキングエリアへ乗り入れ口のスマートインターチェンジを——これはE T C。確かに太宰府と福岡の合い中に須恵インターがありますが、ここもE T C専用の4トン車までの——これは団地のところの真ん中にインターがあるわけですが、E T C専用が3年前に開通しておるわけですが、この資料については国会議員の先生から資料をもらって、役場のほうにも提出して検討してくださいということで言ったこともありますが、その後、何らされていないわけですか。けやき台の中央道路の延長道路も含めて、もう一度考える考えはないですか。スマートインターの建設について。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

スマートインターのお話ですが、けやき台の白坂2号線を主体に考えますと、やはりそれは無理があるかと思います。それを乗り入れ道路にすると、けやき台に集中して利用される車が入られますので、やはり別途、それにつきましてはスマートインターの接続道路はつくらなければならないというふうに——そういう仕組みではつくらなければならないと思っておりますが、それにつきましても、あそこは基山町だけではございませんで、筑紫野市の部分も基山パーキングに入っております。当然筑紫野市との協議も要りますので。ただ、筑紫

野市につきましてはインターチェンジを持っています。

そういう関係で基山町にETCをつけるということになれば、真っすぐ筑紫野市のほうから協力いただけるかというのをございますので、これにつきましては筑紫野市も含めて協議をしなければならないというふうに思っておりますが、この区画整理のお話を最初にいただいたときには、基本的には予定されている企業さんでお願いしたいと。そして、町としてある面で負担できる部分を含め、いろいろな面で協力できる部分については協議をさせていただきたいということでございますので、町単独でそういう3号線、県道17号線に乗りつけをする道路を独自でつくるというのは非常に厳しいかとは思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

次の関連ですが、長崎街道物語開発プロジェクトチームですが、これは地権者説明会が19年の10月から、もう四、五回あって、地権者の代表も14名の方が町なり県のほうに要望書も出されておるし、住所、名前、印鑑を押して、それぞれ町のほうにもいろんな補助金とか、あるいは次の要望書の中にも上げております地区計画による市街化区域の編入とか基山パーキングにスマートインターの設置とかいうことで、やっぱりきれいな地区開発の青写真がもうできておったわけです。

そういうようなことから見ると、県のほうには平成21年4月に佐賀県と基山町で開発に関しての協議を行ったということで、先ほど説明を受けましたが、今、地域開発のいろんな交付金等がありますが、もうちょっと補助金等も県のほうなり、国のほうに問い合わせ、こういうのは活性化のそういうのができないものか、ちょっと今の段階ではないわけですかね。このごろ、よく交付金とか何かが来ておったようですけれども、そういうのがこういうようなのに活用されないわけですかね。ちょっとお願いします。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

交付金の活用というのは、内容によってはできると思いますが、まずはパーキングの開発内容といいますと、確かに当初、そういう図面を描かれてうちのほうに相談された経緯がございます。ただ、その後に進捗状況も含めまして、私が昨年、企画に参りましたけれども、

一応おいでになったということで名刺を置いていかれた経緯はございますが、直接的に進捗状況とか内容的な説明はその後受けておりませんので、どういう面で御協力できるか。あるいはどういう面で町として検討協議ができるかというのを実際今のところつかんでおりません。ですから、ちょうどそこら辺等のやっぱり事業の内容をまず把握をさせていただかないと、どういうことで町としての役割があるのかということが非常に難しい点もございますので、そういう内容の把握をまずさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

いろんな面で町長も、やはり基山町は通過点の交通の要所だけでなく、活性化につなげたいということで、まして私も議員になるときのごあいさつの中でも基山町はやっぱり佐賀県の玄関口として開発についても積極的に進めていきたいというようなことも書いておりました。そういうようなことから見れば、長崎街道物語についてはいろんな面で協力をしていただいて、今上げております地区計画による市街化区域の編入なり、基山パーキングにおけるスマートインターの設置、また計画区域内道路の県道とか久留米、基山、筑紫野線との平面交差、今のちょうど料金徴収所の跡から高速道路の横のパーキングエリアの近くから3号線まですれば、私はアクセス道路ができれば基山パーキングエリアにスマートインターは意外と簡単にできる書類をもらっておったと思います。これは国会議員の先生から送ってもらったわけですが。

そういうような形で、町がその気になればできますよということでしたので、よければ長崎街道物語の青写真にのっとして、その道路だけでも早くつくっていただきたいと。そして、基山パーキングエリアにスマートインター、これはETC専用の4トン車までの乗り入れができるそういうようなのを計画して進めていただきたいということで要望しておきます。

それから、きの基山町では現在、都市計画道路として計画はどの地域にされておりますかということで、これは括弧書きでは町内全体の道路計画及び拡幅工事を含めてということですが、回答では、先ほど説明があった中では3路線については整備がまだ完了しておらないということですが、その3路線というのは都市計画法で定められた路線が図面にのっておる3路線のことですか。これはどこのことですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

本町の場合、都市計画街路事業として14路線を計画決定いたしております。その中で、3路線については、整備は完了していませんということで申し上げましたが、1つ目が年の森・正応寺線、これは全体延長が1,300メートルございます。場所につきましては南高島団地から国道3号線のほうに行く道路で、未整備延長が820メートルございます。

それと日渡・長野線、これは計画延長が1,200メートルございますが、東洋製罐前から南のほう、国道3号のほうから東に来る道路がございますが、鳥飼製作所付近まで428メートルが整備できていないということでございます。

それと黒谷線、これはグリーンパークの東側から宮浦インター付近まで480メートルの整備ができていないということで、この3路線についてが100%できていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この3路線は本当に長い月日がたっておるわけですが、特に今言われました宮浦の因通寺前までのタングステンの上から今、三紀運輸が今回土地を買われたところから東のほうにおりたところの道路関係についてはやはり企業誘致をそういうような形でするときなんかの条件としては、県道17号線ですか、有料道路、先ほど道路のほうを言いましたが、そういうようなところにせっきく都市計画の整備をするということで、企業の方もそれを期待して、ああいうようなところに来てあるわけですので、早急にタングステンの上のほうの三紀の横から宮浦の筑紫野インターの道路の宮浦インターまで、県道17号線、する計画は……。宮浦のほうでも説明会も何回もされて、別に問題がないようにも聞いておりましたが、その辺どんなでしょうか。そこだけでも早く手をつけていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

町長、いいですか。

○町長（小森純一君）

確かに都市計画としてはあったということも私は聞いておりますけれども、まだ先が開けていないということも1つございますし、それから当面はそれはちょっとしないというよう

な、そういうこともどこかで私も申し上げてきております。そういうことで早急に黒谷線を通すというようなことは、それは企業の方もそれを見越してというような方もあるかも知れませんが、そういう声も現実問題聞いていないということもございまして、差し当たってはそのつもりはございません。これは以前にも私は申し上げたと思います。

それから、もう1つさかのぼって申しわけございませんけれども、先ほどの長崎街道物語でございすけれども、これは私も県まで担当と一緒にいきまして、なかなかこれは厳しいと、農振がかかっておるところをこれから地区開発するにしても、やはり本当に何の企業がどこの企業が来るんだというような、そこまで突き詰めた計画でなければ、ただ青写真だけではとても今の時点ではできませんよと。それからスマートインターにしても、平面交差なり、それから3号線まで続かなきゃいかんというような、そういうこともございすもんですから、これもやっぱり町単独でというようなわけにはなかなかまいらないと、その辺はちょっと申し上げておきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

道路行政については、ちょっと時間の関係で先に進ませていただきますが、要はこの3路線についても、また先ほど言いました3つの道路にしても、地区の方とよく協議をされて、前に早目早目に進めていただきたいと。特に白坂・久保田線、また、たんぼぼ保育園から神の浦の城ノ上線ですか、それと城戸1号線の計画がなされておりますが、早目にやっぱり地域の方と協議を進めて、都市計画道路以外でも町道としての工事を早く進めていただきたいということで要望しておきます。

それから、次の東日本支援についてですが、これについては町政報告の中でも町長のほうからありました5月31日までで10,037,106円ですか、そういうことで、基山町のほうも皆さん方に協力をしていただいたり、また基山町の議員の皆さん方も各自10千円ずつ義援金については支出をされたということで、佐賀県でも450,000千円から義援金が集まっていったようです。要は、あと、この内容の中で、社会福祉協議会のほうの募金額と、確かに基山町役場での募金箱の2つの合計額が23年5月20日で9,895,906円と3,328,719円、13,225千円がこれは5月20日ですけれども、町長の説明では10,037,106円でしたが、これはどの違いがあるわけですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

義援金につきましては大変申しわけありません。役場の集計のほうで報告をさせていただいております。訂正も合わせまして報告させていただきますと、23年6月10日現在で役場の義援金活動の分が10,043,122円、社会福祉協議会のほうでの義援金の活動分が3,478,698円、合わせまして13,521,820円となっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに大変な金額は基山町でも佐賀県内でも、また職員の派遣にしても同僚議員からあっておったわけですが、要は基山町の職員が現地に今後も進められると思いますが、ことしの補正予算の中で500千円交通費を上げておられておったようですが、この分については別に何か手当を、あそこら辺まで行けば相当な体力も使うし、いろんな準備等も要るわけですが、旅費だけで、はい、おまえ行ってこいというような形で1週間も2週間もやられておるものか。県のほうに支援隊として仕分けだけに県のほうに行かれるのが職員なのか。現地では、やっぱり新聞なんかを見ると、専門職がほしいと。やっぱり役場とか市役所なんかが流されてデータが何もないからそういう開発システムを組んでもらえるような人が来ていただければということですが、今後の考えについて、また職員なんかが行ったときには助け合いの精神か何かでそういうのをカンパとか何かされて職員にやられておるものか、ちょっとその辺、聞きたいと思いますが。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

被災地への支援隊として参加している職員に対しまして特別の旅費は設けておりません。あくまでも条例にのっとった規定の範囲内での旅費の支給になっております。

それから、今後もまた続けていくと思いますし、今までも公募によりまして参加者を募っておりますけれども、13名の希望者が出ております。これは随時また行っていくと思います

けれども、それ以外に職員の中で行きたいけれども、なかなか参加ができないという方もおられますので、今までの参加といいますか、派遣隊の一員として行った職員に対しましては、職員から1人300円から500円のカンパを募りまして、いろんなお金も要ると思いますので、約60千円から70千円ぐらいはカンパとして渡しております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

時間の関係で次に移りますが、要は被災者の受け入れについての、新聞で確かに佐賀県とかそういうのは基山町にも1軒ですか、そして2名の方が来てあるようですが、その辺についての受け入れ態勢が基山町の場合は人数的には600人ということで、戸数的にも上がっておりますが、現在、基山町にも来られておる方がおられるわけですが、新聞によると、県内に避難者は67世帯の167人が今現在、東北のほうから来てあるということですが、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基山町に被災地からこちらのほうに来られている方は、直接受けられている被災地の方がこちらに来られているのはありません。関東の東京とかその辺から1世帯の方が2名来っております。問い合わせ等については、基山町のほうに来たいという問い合わせもあっております。ただ、条件等から町営住宅等が全くあいておりませんので、基山町の状況、民間のアパートとかそういうところの紹介はいたしておりますが、希望に合われれば、基山町のほうにも受け入れる体制はつくっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山町からの被災者の受け入れ関係については、よく新聞等でも出ておったようですが、例えば町営住宅の本桜、これは戸数が2戸で10人とか、旧公民館とか、老人憩の家とか、東洋製罐の寮とか、大昭和紙工とか、また民間の不動産会社のアパートとか、そういうのいろんな面で、瀧光徳寺関係は200名ということで出ておったようですが、本福寺なり、また

民宿とかそういうので600人の態勢ができるということですが、やはり本当に東北の方は困ってあるようですので、よければ現地入りされた職員の方が、基山町は本当に地震もなくで大変いいところですよ。交通の便もよくて、1回こっちのほうに来てくださいというようなことで言われればいいじゃないかなというふうに思っておるところです。そういうふうで進めていただいたらというふうに思います。

それから、先ほどの義援金については、厚生省によりますと、6月2日時点で日赤と中央共同募金会のほうに集まった義援金は約2,513億円、このうちまだ被災者に支給されたのはたった15%ということで、きのうおとといの新聞に載っておったわけですが、この件についても、ひとつ早目に基山町の義援金がどういうふうな形で流れておるのかなというふうに思いますが、被災者の方に早く手の届くような形の支援をしていただきたいと。その件については何かわかりますか。義援金が今15%しか支給されていない。そして、まだ佐賀県の善意銀行ですか、佐賀新聞社の社長の名義の口座に4億幾らぐらい入っておったということで、まだ支払いが進んでいないということですが、どんなですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

義援金に関しての情報等はうちのほうも把握はいたしておりません。これはまた国会の中でも十分に審議されて、早急に支援者のほうにというような検討もなされているようですので、申しわけありません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは次に移りますが、次の商品券のプレミアムですが、やはりこれも新聞に載った段階では、義援金付き商品券の事業費が約461,000千円の予算が県では通っておると。県内全市町村で46万セット、総額50億円の販売を予定しておるということで、第1弾は夏のボーナスと。第2弾は冬のボーナスのときに発行するということですが、この件については基山町の商工会とはもう協議をされておるわけですか、どんなですか。もう夏のボーナスは6月、7月には目の前に来ておりますけど。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

御指摘どおり、これが商工会議所と県が直接話しているところがありまして、基山町あたりに後でおくれているいろいろな情報が入ってくるというところもあっております。基山町商工会については、まだプレミアム商品券を発行するかどうかの検討を今なされておるということでございます。これをつくる時点ではいろいろわかっておりませんでしたけれども、予定としては基山町に対しては世帯の1.5倍、おおむね1億円のプレミアム商品券を発行してくれというようなことを商工会のほうに打診があっているということは聞いております。ただ、これができるかどうかはちょっと私たちもよくわかりませんが、そうなりますと1千円について2分の1が基山町の負担ということになりますので、5,000千円相当が必要になってくるのではないかとということで、ようやく今そこら辺の中身がわかってきております。

ただ、先ほどの佐賀県と県内全体と基山町で使える割合というのは、これはまだ今でも県のほうは協議中だということでございますので、県全体で使われる割合は必ず入るということですので、あと基山町でどれだけ使えるかという割合は今のところ未定でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これはやはり東北のほうの義援金つきの商品券の発行ということですので、なるべく基山町も金額的には多いようですが、5,000千円補正でも早く上げて、ひとつ義援金の商品券のほうにも活用していただきたいというふうに思っております。

時間の関係で次の子ども手当の支給についてであります。子ども手当については、それこそ政府のほうで財源なくて二転三転しておるわけですが、いろんな面で変わってきております。ことしの予算の関係も多分予算書の中では9月までしか上げておられないんじゃないかと思いますが、その点についてどうなのでしょう。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

平成23年度当初予算の段階では、平成23年には子ども手当が改正されるということの情報が入ってございましたので――3歳未満の子ども手当については13千円から20千円ということ

で情報が入っておりましたので、それを見込んだところで1年分を予算化いたしております。
その予算額は365,886千円でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことになりますと、もう1回目の6月10日が過ぎたわけですが、今までは一律13千円、そしてことしの23年度からは3歳時未満は20千円と、そして中学生までは13千円ということで決まっておったわけですが、今回、6月10日に支払われたのは13千円の一律で所得制限なし——児童手当の場合は所得制限があったわけですが、それとか因通寺関係の洗心寮ですか、そういうところには払われていないわけですね。ちょっとその点を……。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

議員がおっしゃるとおり、平成23年度の子ども手当につきましては、平成23年度における子ども手当の支給に関する法律案が3歳未満の子ども手当は13千円から20千円に、児童養護施設に入所している子供についても、施設の設置者に子ども手当を支給したり、また保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする改正案が国会に提案をされておりましたけど、最終的には3月30日に政府が法案を取り下げたということで、先ほど議員がおっしゃってありましたつなぎ法案のほうで、9月までが子ども手当が月額13千円支給されるというふうになっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

最後にですが、確かに子ども手当なり、高速道路の無料化、もう1千円も廃止になったわけですが、また前の児童手当に戻るんじゃないかというふうに思っておるところです。国もやっぱり財政、特に東日本の災害関係で相当なお金が必要ですので、9月以降については今課長のほうからも言われましたように、昔の児童手当に戻れば1人5千円なり、また2児以降10千円、そういうようなことに戻って、所得制限なんかも設けられるんじゃないかというふうに思っておりますが、そのためには相当のシステムの改修なり、また調査なり、今

後それに向けてしなくてはならないわけですが、その辺については担当課としてはどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

確かに言われるとおり、10月以降の分がまだ国のほうで決まっておりません。5月27日付の細川厚生労働大臣の記者会見においては、子ども手当は10月以降についても早く決めていかなければならないと思っていると。また、民主党、自民党、公明党の3党の政調会長合意の中で、子ども手当については各党が検討していくというふうになっておるということで、早く党のほうでも結論を出してほしいというふうにおっしゃっております。

本町としても今後の業務や準備等もありますので、できれば早い時期に結論を出していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

あと2分ありますので……。基山町にも外国人の方もいらっしゃいますし、今までは本当に子ども手当については、子供が外国において外国人の親が佐賀県におったり、基山町におられた方はその方にも子ども手当が出されておったわけですが、こういうのもみんな改正になされたわけですか。今まで基山町も払ってきておったようですが。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

在日外国人で海外に居住する子供を養育してある方にも子ども手当は出ておりますけど、平成22年度においては基山町に在住する外国人の方に子ども手当を支給したのは5人分で、728千円を支給しています。なお、本町に居住する在日外国人の方で海外に居住する子供を養育してある方は現在のところいらっしゃいません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これで私の一般質問は終わりますが、要はやっぱり執行部としては、基山町は佐賀県の玄関口としてやはり先人がとった旭町の交差点とか新興住宅の団地の開発、そういうようなのを先駆け、10年先、20年先を見越して、ひとつ開発のほうにも取り組んでいただきたい。よろしくお願いします。終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

3時40分まで休憩いたします。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

きょうの最後の質問でございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目にわたり、町長並びに各課長にお尋ねをいたしたいと思います。

質問の第1は、災害に強いまちづくりということで、昨日から同僚議員が何人も東日本大震災を踏まえて質問をされております。ダブる部分も多いかとは思いますが、よろしくお願いします。

皆さん御存じのように、本当に3月11日発生しましたマグニチュード9という、歴史的にも最大レベルの地震。これは本当に今のこの日本の政治のあり方、それから私たちの暮らしのあり方、これに大きな打撃を与えました。これを機会に、国民の物の見方が大きく変わっていくのではないかと、そういうことがマスコミでも言われておるところであります。

今現在、御存じのとおり、まだたくさんの方が被害に遭われておるわけですが、新聞報道では、13日現在ではまだ死者、行方不明者が2万3,355人と、そして、この2万3,355人というのは、16年前に阪神・淡路大震災がありましたけれども、その約4倍という人数だそうであります。避難者もまた8万4,537人ということであります。そして、この被災地の皆さん方は、本当にこの地震、そして津波、原発、そして風評被害と、この四重苦に遭われておら

れます。このように地域社会と、そして地域経済を一気に失うという今回の大災害というものは、本当に今までの災害とは違った被災地の状況が、連日テレビで報道されていると思います。復興、復旧、大変な混乱をもたらしております。私は、このような状況の中、基山町の防災対策、これはどのようにやるべきなのかと、そういった意味で、私は今回の選挙の中でも、災害に強いまちづくり、基山町の防災対策についてということで、町民の皆さんに訴えたところでございます。

それで、まず最初にお伺いをいたしますが、今回の東日本大震災に基山町では職員をたしか4名ほど派遣されたと聞いております。町長は、その職員による現地の被災状況の報告などを受けて、今回の大震災をどのように受けとめられたのか、御見解をまずお聞きしたいと思います。

2つ目に、基山町の過去の災害で被害が大きかったのは、どのような災害なのか。その主なものについて被害状況等の説明をお願いします。

3つ目に、基山町の地域防災計画では、大規模災害というのはどのような災害を想定されているのか、説明ください。

4つ目に、災害時に手助けが必要な高齢者や障害者をあらかじめ登録して、救助活動に活用するための災害時要支援者に対する避難体制についてお伺いをいたします。

まず、要援護者の対象者の人数と、今現在の登録者は何名か。これは昨日も同僚議員が聞かれておりました。そして、要援護者に対しての避難支援対策は、具体的にどのようなになっているのか、そして、災害時要援護者の専用避難施設はあるのか、自主防災組織づくりはどのようなになっているのかについて、お答えをお願いします。

5つ目に、町内には雨量計や風速計、地震計があると思いますが、どこに何基設置されているのか、御説明をお願いします。

6つ目ですが、基山町で耐震化されていない公共施設、これはどんな施設がまだ残っているのか報告ください。

7つ目に、地区公民館を含む避難施設は、すべて耐震化されているのでありましょ

8つ目に、人的被害が予想される場合、避難勧告が発令されますけれども、その基準とは何なのか、説明をお願いします。

9つ目に、東日本大震災で大きな被害をもたらした結果を受けて、今、地域の、この基山町の防災力というのが問われておると思います。そこでお尋ねをいたします。

まず、消防の目的と任務とは何なのか、基山町消防団の定数と充足率は幾らか、そのまた定数の根拠とは何なのか、説明を下さい。

国の消防力の整備指針に基づく、鳥栖三養基地区消防事務組合の消防職員の算定数と整備数、充足率は幾らになっておりましたでしょうか。

これは最後ですが、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備率は、どのようになっておりましたでしょうか。

質問の2つ目でございます。

小森町長のマニフェストについてお伺いをいたします。

皆さん御存じのように、小森町長は平成20年2月の町長選挙で、無投票で当選されて以来、来年2月で2期目を終わろうとされております。この間の選挙公約の実行についてお尋ねをいたします。

小森町長の基山町の未来づくりマニフェストを読みますと、その冒頭に、次のように述べられております。「今後4年間の私のまちづくりへの思いと政策実行の計画を整理しました。これは私の目標であり、自分自身との契約です。しかし、こうして発表することは、町民の皆さんとの約束であり、最近よく言われるマニフェスト、政策公約と言うべきものと認識をしています。いずれにしても、基山町にはまだまだいろいろな課題があり、1つずつ解決して、夢と希望のある未来づくりを目指していきます。これはその指針にしたいと思います。」と町長は決意を表明されております。

そこで、任期があと1年となってきましたが、町長の選挙公約の実行について、具体的にお聞きをいたします。

まず1つ目ですが、町長は町民全体のまちづくりシステムとして、まちづくり条例の制定を公約され、これはことしの4月から基山町まちづくり基本条例として実施に移されたところではありますが、今後、具体的にどのように実施をされていくのか、お聞きをいたします。

2つ目に、人口減少、少子・高齢化の対策として、乳幼児医療費補助、学童保育などの子育て支援や教育の充実で、若い人の流入を図るとされております。この点では私は、町長が本年度から子供の医療費助成を中学生までとされたことについては、大変評価するものであります。今後、町長は、人口減少、少子化対策としてどのような施策を検討されているのか、御答弁をお願いいたします。

3つ目ですが、4年間で行う重要施策として、読書で文化都市づくりを行うとして、具体

的には図書館建設について結論を出すと言われておりますが、どのような結論を出されるのか、お考えをお聞きたいします。

4つ目です。学童保育の充実について、期限21年度として6年生までの拡大を実施するとされております。実施される予定なのか、御答弁をお願いいたします。

質問の第3でございます。

小・中学校の学習環境対策についてお伺いをいたします。

まず最初に、町民の方の声を御紹介いたします。

温暖化対策の推進関連ですが、小・中学校にせめて扇風機をつけていただきたいです。熱中症対策として、福岡県では既に設置しているところもあるそうです。これは日本共産党基山町議団が昨年行った町民アンケートに寄せられた、町民の声でございます。

皆さん御存じのように、小・中学校は児童・生徒にとって一日の大半を過ごす、学習と生活のための場であります。現在、ほとんどの施設が冷房化されている時代にあって、学校だけが冷房設備がありません。近年、夏場における気象状況は、大変猛暑が続いております。特に去年の夏は、平均気温が気象庁の統計開始以来、最高を記録して、35度を超える猛暑日もふえてきており、冷房施設のない教室では、もはや子供たちが学習に集中できる限界を超えているのではないかと思います。こういう状況の中で、全国的には小・中学校の冷房化が広がってきております。私は基山町においても、この小・中学校の暑さ対策として求めるものであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず1つ目に、文部科学省の学校衛生基準では、教室の温度は何度が適温とされておりますか。

2つ目に、県内で学校へ空調設備を設置している自治体は、どこがありますか。

3つ目に、基山町の小・中学校の暑さ対策として、扇風機なりクーラーの設置を計画的に図るべきだと考えますけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず、1としまして、災害に強いまちづくりへ、基山町の防災対策についてということ、

(1)に東日本大震災をどのように受けとめているのかということでございます。

感じるところいろいろでございますけれども、まずは被災者の皆さんにお悔やみ、お見舞いの気持ちを申し上げます。そして、今回は自然災害の恐ろしさ、それに対する備え、それから、対応の大切さを痛感したということです。時として自然は我々が思いも及ばないような猛威を振るうと、それだけに、できるだけの備えが必要でございますけれども、それも100%とは言い切れないということでしょう。そのときには、いかに被害を少なくするかの対応も大切だと、今度も多くの方が自己犠牲、自分を犠牲にしての避難誘導や救助活動がなされました。それらも報道されましたけれども、中でも我々と同じ市町村の職員、それから消防団とか警察とか自衛隊員の方々には、同じ公務員として同情を禁じ得ないということ、そしてまた、その責任の強さ、重要性を学んだ思いでございます。

それから、(2)の過去の災害の主なものと被害状況はということでございます。

昭和28年の豪雨による災害、6月25日から26日朝にかけての豪雨により、町内至るところで浸水、土砂崩れが発生をし、また、亀の甲ため池堤防の決壊、基山町の被害額は150,000千円と。

それから、昭和38年6月30日の集中豪雨（1日に386ミリ）によるがけ崩れ、地すべり、河川のはんらん、橋梁の流出等により、基山町の被害額は6億円ということです。

昭和55年7月12日には、集中豪雨による柿ノ原災害、幅60メートルから150メートル、延長400メートルにわたる土石流、約2万5,000トンの土石が流出し、家屋8棟が被災をしております。

平成3年9月13日から14日の台風17号、最大瞬間風速54.3メートル並びに9月27日の台風19号、最大瞬間風速52.6メートルを記録し、多くの家屋で屋根がわらの飛散等による被害がありました。

平成17年3月20日、福岡西方沖地震、福岡北西約40キロ沖を震源とするマグニチュード7の地震、基山町で震度4を記録いたしておりますが、特に被害はなかったと、そのようなところかと思えます。

(3)大規模災害とは、どういう災害を想定しているのかということですが、集中豪雨、暴風雨による水害、土砂災害、それから、地震による災害も想定をいたしております。

(4)の災害時要援護者の避難体制について、アの要援護者の対象者の人数、登録者数ということですが、要援護者対象人員は、平成23年3月31日現在で5,067人です。そのうち登

録者数は203人です。

それから、イの要援護者の避難支援対策についてでございますが、災害時には自助、共助、公助のうち、特に自助、共助の占める割合が大きくなるため、災害時にだれが支援するかを決めた基山町災害時要援護者避難支援計画の推進を図っていきたいと思っております。

ウの災害時要援護者専用避難施設はあるのかということです。保健センターと憩の家を福祉避難所と定めております。

エの自主防災組織づくりはどうかということです。各区単位を自主防災組織と位置づけております。

それから、(5)町内の雨量計、風速計、地震計の設置状況はということ。雨量計は、県が不動寺に設置しております。町は庁舎に雨量計、地震計を設置しております。風速計につきましては、基山中、若基小に設置をいたしております。

(6)耐震化されていない公共施設はということですが、旧中央公民館が耐震化をしておりません。

(7)の避難施設はすべて耐震化されているかということです。避難所につきましては新しい建物が多く、耐震化は基準を満たしております。

(8)の避難勧告の基準についてでございます。秋光川並びに実松川の破堤越水はんらんに対しては、河川管理施設の異常を、漏水等破堤につながるおそれのある災害等を確認した場合、あるいは飯田橋水位観測の水位が、避難判断水位3.1メートルに達した場合ということ。秋光川の内水はんらんに対しては、近隣の地区で床下浸水が発生し、さらに水位の上昇が予想される場合と並びに、安全のため早目の避難が必要と予測される場合、それから、大雨警報が発表され、浸水被害になると予測される場合。

土砂災害に関しましては、土砂災害警報情報の発表があり、安全に避難できる状況を確認した上、近隣で前兆現象、いわゆる溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラック発生等の発見された場合でございますし、佐賀土砂災害警報情報の、土砂災害発生の危険度情報が、避難勧告目安となる線に到達し、引き続き降水が見られる場合等でございます。

(9)の基山町の防災力について、ア、消防の目的と任務とは何かということです。

消防の目的は、火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、国民・町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等に

よる傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会・公共の福祉の増進に資することということです。

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うということでございます。

イの消防団員の定数、充足率、定数の根拠はということです。

基山町消防団の定数は197人、充足率は197人に対しての186人で、94.4%でございます。法定定数の根拠は、消防団の管理する動力ポンプ自動車の搭載搭乗員並びに大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な数となっております。

ウの鳥栖三養基地区消防事務組合の消防員の算定数と整備数、充足率はということでございます。

鳥栖三養基地区消防事務組合の車両等整備現有台数は、17台となっております。当該台数の基準人員は185人、現在の配置人員は132人となっており、充足率は71.4%となっております。

エの防火水槽、消火栓の整備率ですが、基山町全体で消火栓が232基、防火水槽103基となっております。

それから、2の町長の選挙公約についてということでございます。

(1)まちづくり基本条例の具体化についてというお尋ねです。まちづくり基本条例は、ことし4月1日に施行することができました。現在、これに基づき5月末現在で提案等の件数が8件で、回答済みが5件になっておることということでございます。

また、住民説明会の開催や条例をわかりやすく解説したパンフレット等を策定したいと思っております。

地域担当職員については、まず、地区から出された提案状況等を検討し、協議して、担当地区の状況把握に努めてまいります。

それから、(2)の人口減少、少子化対策についてでございますが、保育料の階層区分の見直しを今年度中に行い、平成24年度から実施する方向で準備をします。

また、旧中央公民館跡地利用を人口増対策と位置づけ、住居を主とした建設を中心に進めてまいりたいと思っております。

(3)の図書館の建設についてでございますが、図書館については基山小学校改築後に検討

するといったしておりました。改築が終わった今、役場内でどうするか勉強をいたしております。今後、検討委員会の立ち上げ、ワークショップなどによって、住民の皆さんの意見等も取り入れて進めてまいりたいと思います。

(4)の学童保育の6年生までの受け入れについてでございますが、放課後児童クラブについては、平成21年度において利用者の方の意見も伺うとともに、児童の健全育成を図るため、ひまわり教室をひまわり館として新たに建設し、平成22年度より、両クラブとも利用時間を1時間延長するとともに、対象学年を3年生から4年生までに拡大をいたしております。

3の小・中学校の学習環境対策については、教育学習課のほうより答えを申し上げます。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3番目の小・中学校の学習環境対策についてお答えをいたします。

学校保健安全法に基づく学校衛生基準により、教室の温度は摂氏10度以上30度以下であることが望ましいということがされております。

2番目の県内の実施状況でございますが、空調設備につきまして、空調設備が設置されている県内の小学校は、1市3町5校でございます。中学校については2市2町10校でございます。

3番目の、小・中学校に扇風機やクーラーの設置をということでございます。このことについては、小・中学校への空調の設備、扇風機も含めてですが、現段階では困難であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問に移りたいと思います。

まず最初に、本当に、このように東日本大震災、たくさんのボランティアも含め、基山町からも職員の方も行かれました。そして、陸前高田市は本当に基山町ともなじみの深い市でございます。たくさんの方が行かれておりますが、そういう公務中に多くの自治体職員の方が犠牲となられております。新聞でも相当報道されておるところであります。

それで、3月30日付の佐賀新聞に、こういう報道がされております。「大津波、大津波が予想されます、高台へ、高台へ避難してください、避難してください」と、6メートルの津波が来ますので、避難してくださいという防災無線が出されたと、何回も放送されたと。その方は、遠藤未希さんと言われて、24歳の役場職員の方ですが、結果的にこの津波で死亡をされています。それで、これによりますと、放送が途中で切れたと、そして、最後のほうは声が震えていたと、放送するのに精いっぱい逃げられなかったんだらうと。ここの町は宮城県の南三陸町ですけれども、人口が約1万7,000人ということで、基山町と余り変わりません。避難所へ逃げた女性が、あの放送でたくさんの人が助かったと、町民のために最後まで責任を全うしてくれたと、本当に御苦労さま、ありがとうというふうな報道もされているところでございます。

その他、ちょっと時間の関係で余りされないわけですが、3月19日付の読売新聞でも、宮城県の岩沼市で、避難を呼びかける若い市の職員が犠牲になったということで報道もされております。私は、自治体職員として住民の命を守るために、本当に自分の危険を覚悟で使命を全うすると、そして、残念ながら亡くなられたわけでありますけれども、非常に私も、こういう亡くなり方というのは悔しいし、できれば助かってほしかったというふうに思っています。しかし、私は、自治体職員としては本当に立派な最期ではなかったかというふうに思います。町長は、この件に関してどのような御感想をお持ちなのか、まず最初にお聞きをいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

それにつきましては、先ほども申し上げたと思いますけれども、本当にやはり私ども同じ公務員として、本当に職務を全うされたと、その勇気といいますか、責任感の強さには本当に敬意を表し、哀悼の意を表するということでございます。

やはり我々公務員たるもの、やはりそのくらいの覚悟を持って、任務、業務に向かわなきゃいかんというふうな気がいたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私も公務員でありましたので、わかるわけでございますけれども、そういうふうな行動をとられたというところに、憲法に述べられております全体の奉仕者としての使命感、この住民のために役に立ちたいと、いい仕事がしたいという思いがあったのではないかというふうに、私は思っております。やはりそのことをしっかり我々は見必要があると。町長も、今述べられておりましたけど、今、公務員をたたくとかバッシングをするとか、それがいかにも改革であるというような風潮があります。私はやはりこれを機会に、これはぜひ見直してもらいたいというふうに、そのことをまず最初に申し上げておきたいというふうに思っております。

次に、福島第一原発の事故についてでございますが、大量の放射性物質が外部に漏れて、また、これがいつ収束するか見えておりません。今度の事故の被害を見るならば、1つは、安全な原発などはありません、それから2つ目は、放射能が原発から出た場合については、もう手の打ちようがないと、こういうことがわかったのではないかと考えています。

そして、やっぱり今までの、歴代の政府が安全神話にしがみついて安全対策をとらなかったということが、こういう深刻な結果を私はもたらしたというふうに思っております。今後の原子力行政については、本当に根本的な見直しが必要というふうに思っておりますけれども、まず、町長のこのことについての御見解をお聞きいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに今、経済優先といいますか、経済成長、あるいは競争、発展というような、そういう部分が非常に強く前面に出てきておると、その陰で、本当に安全性というのがおろそかになってきておったんじゃないかなという気がいたします。やはりもう安全最優先だということ、これは私どもも考えていかなきゃいかんというふうに思います。それとともに、世間の風潮に追随、妄信するんじゃなくて、やはり常にそのことに対する疑念といいますか、疑問の目も持ちながら、そしてまた議論し合いながら、みんなでやっぱりバランスとった施策に対して納得をしなきゃいかん。経済もやっぱり大事な部分ではございますけれども、その辺のところも安全をちゃんと踏まえた上での発展というような、そういう一種の納得といいますか、これは安全といえ、もう限りないと思います。先ほども言いますように、自然の災害というのは、もう我々の想定をはるかに超えたような部分も、最近特に地震、津波、原

発ということだけでなく、雨の降り方一つにしても、非常に自然の脅威というものを感
じますので、その辺のところ、それとやはりこの原発といいますか、原子力の恐ろしさとい
うか、この辺のところもやっぱり考えをなしていかなきゃいかんのかなというふうに思っ
ております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

きのうも同僚議員からもちょっと触れられましたけれども、この基山町の土砂災害危険箇
所マップ、ございます。私もそれこそ初めて見たというふうな状況で、申しわけなかったな
というふうに思っておりますが、これによりますと、きのうも言われましたが、土石流の危
険溪流が55カ所ですね。きのうの答弁では、この55カ所の中に、約37軒が該当すると。それ
から、急傾斜地崩壊地域危険箇所98カ所ですね。この中に132軒があるというようなことを
答弁されております。

私は、この近くに住む住民の人に対して、やはり具体的な災害予防対策と、これが求めら
れていると思うんですね。特に私の地域で、不動寺を見てみたんですよ。不動寺はもう両方
該当するんですよ。土石流もがけ崩れも、両方とも地図を見ましたけど。もちろん、だ
から、こういう危険箇所の地域の住民に対して、どのような対策をとられているのか御答弁
をお願いします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この地域に対しまして、まず、防災マップ等の認識は当然持っていておるものと思
っております。その中で、まず、注意報によりまして、土砂関係につきましては、注意報は
平たん地で約40ミリの雨が降った時点で、土壌の雨量指数が112ミリになった時点で、想定
されるところで注意報が出ます。それ以上になりますと、今度は警報の情報が入ります。こ
れにつきましては土壌雨量の指数が143ミリに見込まれるという数値のときに、警報を発令
します。こういった数値の中で、現在、県の防災システムの中で、これの数値に関して把握
をするような形がとられております。それと、気象庁の情報の連絡網体制がありますので、
これを事前にキャッチした段階で、防災無線等、それから電話連絡等によつての早期の避難

等、そういう体制をとっております。そういう体制を含んだところで、防災マップについてもう少し周知を図っていかなければならないと思っています。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

先ほど言いましたけど、私もつくづく見て、うちの地域はこういうところかなというふうに思ったんですけど、やっぱりこの認識が地域住民の方、特に災害を予想されるところですね、ちょっと薄いのではなかろうかというふうに思います。だから、やっぱりその地域の方に対して、今後その辺を徹底させていくと。これが私は非常に大事じゃなかろうかというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係で、次に進みます。

災害時要援護者の避難対策についてです。

一応、登録者数が203人ということで、5,067人のうちですから、もちろん5,067人の方には、65歳以上の高齢者がいっぱいありますから、すべてが要援護者じゃないと思いますが、それにしてもちょっと少ないなというふうに思っておりますが、この登録者をふやすための努力というか、今、具体的にどのような対策をとられていますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、5,067人に総数を値すると、65歳以上の健常者が3,800人くらいおられますので、その方が健常者、また、そのほかにもいろいろな障害の方たちも、自主的に避難ができる方も含まれておるところも、その数字の203名の中には入っておると言えると思います。そうした中でも、常識的にやっぱり少ないと、その総数を上げる取り組みにつきましては、それこそ民生委員さん方の情報網の活用とか、それから区長さん方へのお願いで、こういう203名という数字の登録を受けているところでございますが、これをふやすためには、まだまだ周知を図らなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと余計なことかもしれませんが、今、課長が申しましたように、そういうふうで登録者数をふやすというようなこと、これも今やっていかなきゃいかんと思いますし、それと同時に、社協のほうでも見守り隊といいますか、見守るというようなことで、今言いました区長さんとか民生委員さんとか、その他、区の方を巻き込んで1人で三、四人ぐらいを見守っていこうと。これは災害だけでなく、平時の場合も見守っていこうというような、そういうシステムも今広げてはっております。その辺も活用したいということで考えます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、見守り隊ということで今町長からありましたけれども、ただ、具体的にはこの要援護者の安否確認とか避難誘導を行う地域、避難支援者という方がおられますが、この人が登録者203人に対して157人というふうな状況ですよ。これもやはり私はふやすべき、必要があるんじゃないかと。できれば1人に1人ぐらいになるのが一番いいかなと。もちろん支援者の方も被害に遭われれば、とてもそういうふうじゃないですけども、この辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

昨年につきましては、もう数値的には50%をちょっと超えておったぐらいかなというふうに思っております。ただ、今回の3月11日のこういう大震災等を受けまして、昨年よりも大幅に支援の方たちがふえているという数値は出ていると思います。それにしましても、203名という登録者に対しましても、1対1という形はとれておりませんので、これにつきましても社協と同じように、鋭意民生委員さん、区長さん方の御協力、それから、一番はやっぱり身内の方たちの支援が一番と思っておりますので、その辺もあわせて周知を図っていききたいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと時間がないので、ちょっとはしょっていきます。

基山町の防災力について伺いをいたします。

鳥栖三養基地区消防事務組合の職員の整備についてですが、先ほどちょっと説明がございましたが、国の消防力の整備指針による消防職員の数、国のですね、それは何人になっていきますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

うちのほうで消防団の定数は197人といたしております。これは国の整備力の指針におきますと、さまざまな消防ポンプ、それから（「鳥栖三養基地区の、職員の整備」と呼ぶ者あり）鳥栖三養基地区につきましては、基準人員が、先ほど町長も言いましたように、185人となっております。これは基山町の消防団と同じですけれども、装備されております施設の数字、基準としましては、まず勤務の体制、それから業務の執行体制、それから年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数となっております。この中でもまだ細かくうたっておりますが、三養基地区の消防事務組合の基準人員は185名となっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それは今の現有車両台数に対する基準ですよ。私が言っているのは、国の消防力の整備指針による職員の人数ということを言っているわけです。これは、私ここに資料をいただいておりますので、国の整備指針によれば、鳥栖三養基地区の消防職員は233名なんですね。それはわかりますか。233名。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

失礼しました。基準台数等に対する人員の基準としましては、議員御指摘の233人となっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、現在の配置人員が132人ということで、国の基準からすれば充足率は56.7%と、非常に低いわけですね。しかも鳥栖三養基地区の現有車両台数に対する基準人員が185人ですが、に対しても現在132人ですから、71.4%と、これ53人も不足をしているわけですね。基山分署についても、今の現有車両台数から見れば、19人必要なのに、15人しか職員はいません。4人おられません。そういう状況です。それで、今132人ですけれども、来年度からはこれ何人になりますか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ちょっと人員については把握をいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ここに鳥栖三養基地区消防事務組合職員定数条例というのがあるんですよ。これが来年度からは128人にするというわけです。平成23年度までは132人です。来年度からは128人です。これ4名減るとやないですか。わかりませんか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと私も詳しくは頭にはございませんけれども、たしか132というのは、定年で今度やめる方が、課長さんたちが何人かおられるということで、そのためには、すぐ間に合うというわけにはいかんもんですから、若い人を入れて、前倒しで入れて補充をしておこうというような、そういう考えがございまして、132と。そして、それを若干調節して、128というような計画になっておろうかというふうに、ちょっと今私そういう感じを持っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、この128人に来年度からなるんですよね。4名また減るということで、本当にこの現有車両台数に対する基準から見ても、そうすると57人不足するわけですよ、現有車両台数。つまり、これはどういうことかという、ポンプ車には5人乗らにやいかんとか、はしご車は何人とか決まっているわけですね。それから見ると、57人も来年からは不足すると。そういうことで、本当にこれ地域住民の安全を確保できるのかと私は思うわけですね。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防行政については、先ほど指摘いただきました、消防力の整備指針にのっとって精査する場合、先ほど言われますような185名になると思います。しかし、この定数の幅からしますと、これは先ほどポンプ車の定員とか、そういう割合からしていけば、そういう数字になると思いますけれども、これは状況に応じてプラスマイナスはあっていいというような指針の内容にはなっております。そういった形からすると、広域消防の中でも協議をして、定数を定めていっております。今、これに関してはいろんな議論があると思います。100%すれば、当然それに対する予算措置を講じなければならないというようなところもありますので、広域関係のところとの協議、それから消防組合との中で取り決めていっていることですので、こういう数字になっていると思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私は、非常にこれじゃ不十分だと、本当に消防職員がどんどん減らされると、こういう状況では基山町民の防災、安全・安心はとても保たれないと。私はぜひ、職員はやはり現有台数に対する基準、少なくともこの人数まではふやしていくということを、ぜひ求めたいというふうに思います。

時間がちょっとありません。基山町の防災会議を6月に開いて、基山町の地域防災計画を見直しするということを答弁されています。私は、この中にやはり幅広い町民の方の意見を取り入れる必要があるというふうに思っています。この防災会議に町民参加を私は求めたいと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この防災会議に関しましては、委員の皆さん方はそれぞれの専門の職、県それから消防、自衛隊、警察、こういったところの専門的な知識を聞いて、基山町の現状と、それから危険な箇所等の判断、そういうのを仰いでおりますので、現状の形で把握をしていきたいと。

それから、地域の住民の方の意見としましては、消防団の部長会、それから、そういった形で危険箇所の把握等も行っておりますので、できれば消防団もこの防災会議の中にも入っておりますので、その辺で把握していくことと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私は、この見直しが行われますけれども、ぜひとも町民全体で、この基山町の地域防災計画、これをつくり上げていくという立場が必要だというふうに思います。

次に移ります。

町長の選挙公約についてですが、町長は図書館の改築というか、建設について、役場職員によって今検討委員会を設けて、そして、ワークショップで町民の意見を聞いて結論を出すというふうに答えられていると思います。選挙公約でも、この4年間で結論を出すんだというふうな約束もされております。それで、これはどのようにするのかということで、この23年度中にどうするのか、建てる方向でいくのか、改築も含めてですね、それとももう建てないと、改築もしないと、現状のままというふうになるのか。どのようにこの図書館建設、町長は決断をされるのか、その辺をちょっとはっきりと答弁をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

4年間のうちに結論を出すというような、そういう言い方じゃないんじゃないかなと思うんですけども、4年間で取り組むというようなことです。そして、先延ばしをしてきたものですから、ここらで何らかの結論を出すべきであり、検討をするというような言い方

だったというふうに私は書いておったと思います。

それから、どうするのかということでございますけれども、これは今、この前からも申しますように、まず、庁舎内で大体の、こうしたときにはこのくらいだろうと、費用もどのくらいかというような、そういうある程度の大まかな検討は、やっぱりこちらで用意して、そして、それを今度は委員会なりなんなりで検討してもらう。その前には、やっぱりワークショップなりなんなりというような、そういう手順も必要かなと思います。

そして、1つ申し上げておきたいのは、建築ありきという話でもなかろうと。それはもう庁舎内、あるいは皆さんとの協議の中ではっきりさせることでございましょうけれども、改築、リフォームもあるんじゃないかなろうかと。それから、どこかへの移転といいますか、そういう方法もあり得るか。何もしないで現行のままというのは、ちょっと私自身も考えられないんですけれども、今申したような建築、あるいは改築、あるいは移転というような、そういう選択肢の中からやっぱり考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、小・中学校の学習環境対策についてお伺いいたします。

先ほど、教室の温度というのは学校衛生基準で30度以内ということではございましたが、最も望ましい教室の温度、これは何度になっていますか。学校衛生基準を見てもらえば、わかります。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

私が読んだ資料では、学校衛生基準の中に書いている10度以上、30度以下ということで資料に出ておりましたので、そういうふうにお答えをしたところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

急に聞いたから、ちょっとあれかもしれませんが、こういうふうになっているわけですね。教室の温度は冬で18度から20度と、夏で25度から28度であることが望ましくということ

で書いてあるわけですね。もちろんこの学校衛生基準、平成21年3月31日に出されている分については、さっき答弁された内容ですけれども、最も望ましい温度というのは、25度から28度だというふうに書いてある。これは学校教室の空気に関する検査項目というのがあるわけですけれども、これ、いろいろあります。湿度とかCO₂とか気流とかいろいろあります。この中に、そういうふうになっているわけですね。これはぜひ、今ちょっと認識がないようですので、認識を持ってもらいたい。

それで、実際、学校の現場の先生に聞いてみました。実際、学校はどうかと。昨年ですけれども、昨年の教室の温度は32度から33度ぐらい、職員室の入り口に何かそういう温度計がかけられているそうですね。子供は30度以上の中で勉強をしているという状況です。窓をあけているけれども、風が通りにくい教室もあるということで、特に梅雨のときは窓をあけられないと。廊下が湿気でべたべたになると。中にはそれで転んで、救急車で運ばれた人もおるといふ状況だそうです。プリントに汗がにじむとか、そういう状況をお聞きしたところでした。

先ほど、県内で小学校1市3町と、中学校が2市2町ということで説明ありましたが、具体的にどこの市町村ですか。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

小学校については神崎市——神崎市は1校でございます。千代田東部小の1年から4年生まで。それから吉野ヶ里町の2校ですね、これは全学年。それから上峰町が1校でございますが全学年、それから玄海町の有徳小、ここに1校、これは2年生と4年生です。中学校につきましては、鳥栖市の市内の中学校4校については3年生だけでございます。それから、神崎市の中学校3校、これも全学年についております。それから、吉野ヶ里町の中学校2校も全学年についております。それから上峰町が1校、これは全学年。

以上が先ほどの数字の内訳でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私も直接県内の全部の市町村に聞いたわけではありませんが、教育委員会に尋ねてみまし

た。佐賀市が平成21年度から、御存じのとおり小・中学校普通教室に扇風機ですね、これをつけられています。武雄市も今年度から扇風機をつけると、PTAが何かで寄贈していただいてつけるというふうなことです。吉野ヶ里町については、平成17年度より全小・中学校の普通教室につけています。それから、上峰町は先ほど言われましたが、昭和56年度から中学校、小学校は平成6年度からつけています。それから鳥栖市は先ほど言われましたが、中学3年生の教室に受験対策として、平成21年度からつけられています。それから、先ほど言った神埼市については中学校全部ですが、1年生から3年生の教室に去年から設置をされたと。それから小学校が7校ありますけれども、これについても設置する方向で検討していると、そういうことです。そして、みやき町ですけれども、今年度の当初予算に小・中学校の空調設備工事設計委託料として、10,300千円ほど計上されています。26年度までに小中7校全部ですが、教室に単独設置方式で空調設備を設置するというふうになっているわけです。

非常に、こうして見ますと、本当にどこでもですね、県内でも相当やはり進んできているというふうに思っておりますが、現在、基山の小中では、クーラーが入っているところはどこですか。どの教室ですか。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

職員室は入っております。校長室、それから保健室ですね、図書室、それからパソコン室、それから会議室にも入っているかと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、現段階では困難ということで答弁をされています。先ほどちょっと言いましたように、県内の状況を見ますと、もう空調設備はやはりつけにやいかんという段階に来ているんですよ。基山町はまだそこまでの認識、ぜひ持ってもらいたいと思うんですけども、ぜひ私はそういう他市町がそういう状況になっていると。基山町だけが、他市町が熱中症対策とか受験対策という形で、もうつけてきているわけですね。例えば中学校から先につけるとか、鳥栖市なんか中学3年生ですよ、受験対策ということでやられています。そうした中で基山町が、いやまだ現段階ではちょっと、お金がかかりましてかどうか知りませんが

も、というふうなことで言われておりますが、教育長はどのようにお考えですかね、空調設備をつけるということは。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

子供たちが快適に勉強できる学習環境というのを、第一義的に考えれば、そういうことも確かに大切だと思いますが、私が昨年3月まで学校におりました関係で、とりわけ昨年、一昨年は特に暑さが厳しかったと認識しております。その前までは、そういう空調の議論というのも余りなかったんですが、昨年、一昨年の猛暑の中ではそういうこともあったんですが、私も教室をよく巡回しておりましたが、その中で、感覚温度という、肌で感じる温度というのは、温度だけではなく、温度と気流と湿度の3つの条件が総合的に相まって、感覚があるわけですが、多少窓をあけて、気流がですね、風が吹いている——無風のときは確かに暑いなという、風が入っているときは、そこまではという、温度の割にはという感じが私自身としては、しておったところでございます。

それから、期間としては本当に暑い期間は夏休みになっておりますので、7月の半ばから9月の半ばくらいというと、本当に暑いのは正味1カ月ぐらいですか。ですから、変な言い方ですが、できないことはないというところもございます。ですから、これからの課題としては、きちんと認識をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、財政課長にお聞きしますけれども、6月補正で76,480千円、補正を立てられているんですけども、そのほとんどが公共施設整備基金に積み立てられているんですよね。4,000千円だけと、実際補正で事業をするのは。積み立てられておると思うんですが、その結果ですね、現在、公共施設整備基金残高、これ幾らになりますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

72,482千円お願いをいたしております。その結果、728,900千円になる見込みでございます。

す。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私は本当にたびたび言っています。もちろん基金はいろんな目的があって積み立てているわけですが、やはりこういう基金を使って、そして、少なくとも私は中学校からでもね、極端に言えば、鳥栖市は中学3年生、全教室ですよ、そこからでもやっぱり段階的につけていくと、計画的につけていくと、これが私は必要だというふうに思うわけですが、町長、最後に、どのようにお考えですか。お金がないということなんですか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

正直なところ、唐突という言葉があろうかと思いますが、ちょっと急に私もどうということではございません。ただ、さっきちょっと聞きよったのは、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、神崎市、この辺がだんだん整備されてきておるということ、それと教育長の話、窓をあけて気流があればというような、風があればというようなこと、ここのあたりは、ちょっとうがった考えかも知れませんが、窓をやっぱり防衛の関係で閉め切らなきゃ、騒音いろいろあるんじゃないかなというような、これはうがった考えかも知れませんが、そういう感じがいたしました。教育長が言われるように、これはやっぱり一つの課題だというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ段階的に、これ、計画的につけていってほしい。これを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後4時51分 延会～